

# 資料編

※表・グラフの数値等は四捨五入により一致しない場合があります。

## (1) 鳥取市の環境

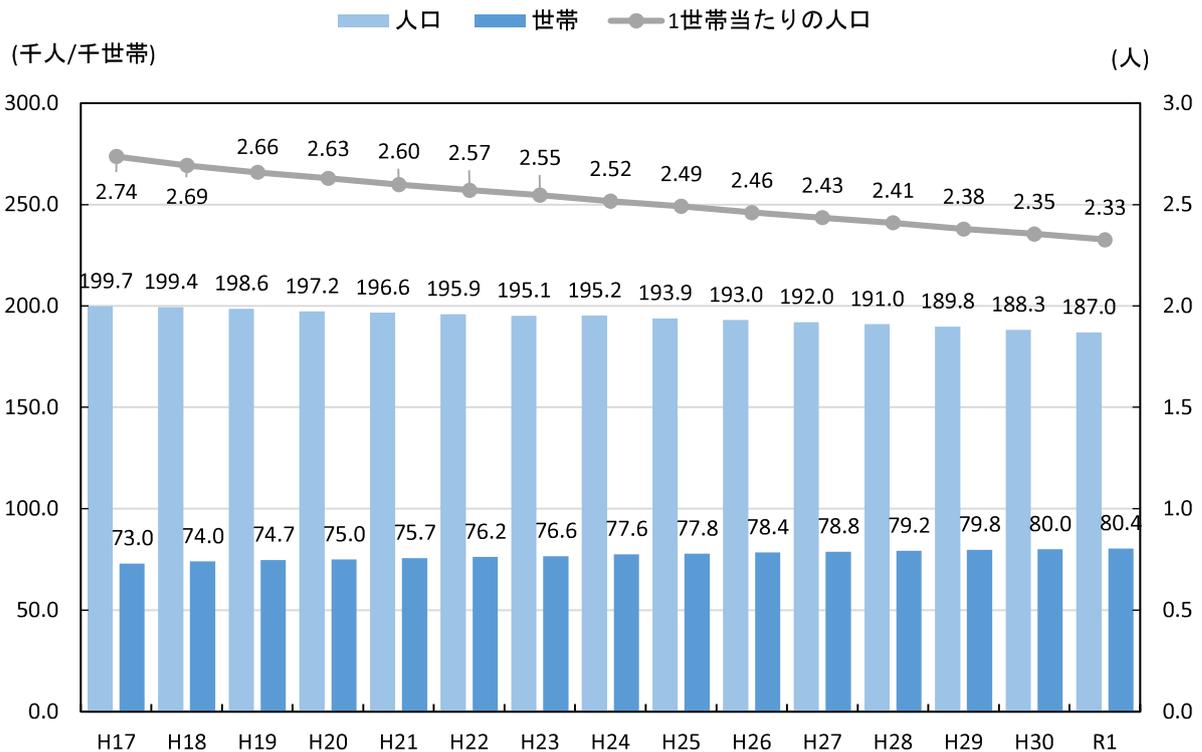
### ① 人口

本市の人口は、減少傾向で推移しており、令和元（2019）年には、187.0千人となっています。

本市の世帯数は、増加傾向で推移しており、令和元（2019）年には、80.4千世帯となっています。

また、1世帯あたりの人口は、減少傾向で推移しており、令和元（2019）年には、1世帯あたり2.33人となっています。

#### ■ 鳥取市の人口及び世帯数の推移



※ 毎年12月末現在の数値

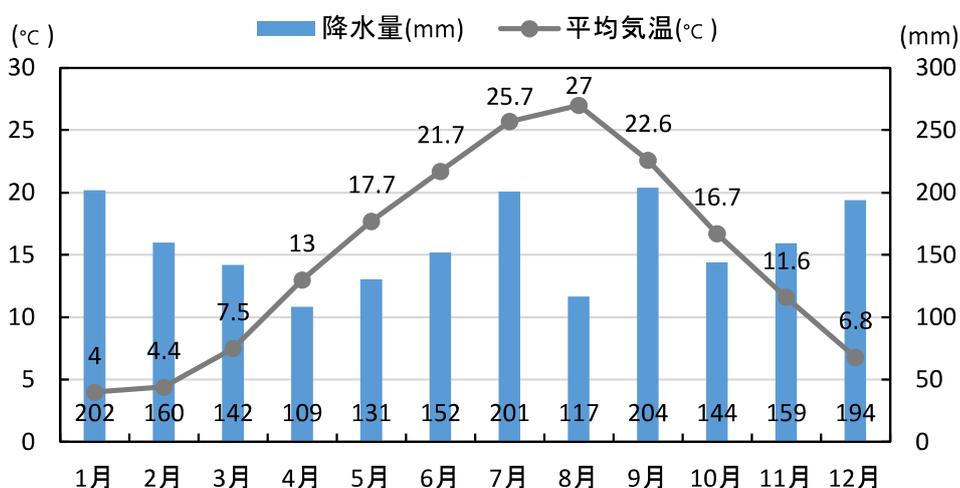
出典) 市勢要覧「鳥取市のすがた(年次別人口・世帯数)」より作成

## ② 気候

本市の気候は、日本海型気候に属するものの、四季のうつろいが実感できる比較的温暖な気候となっています。

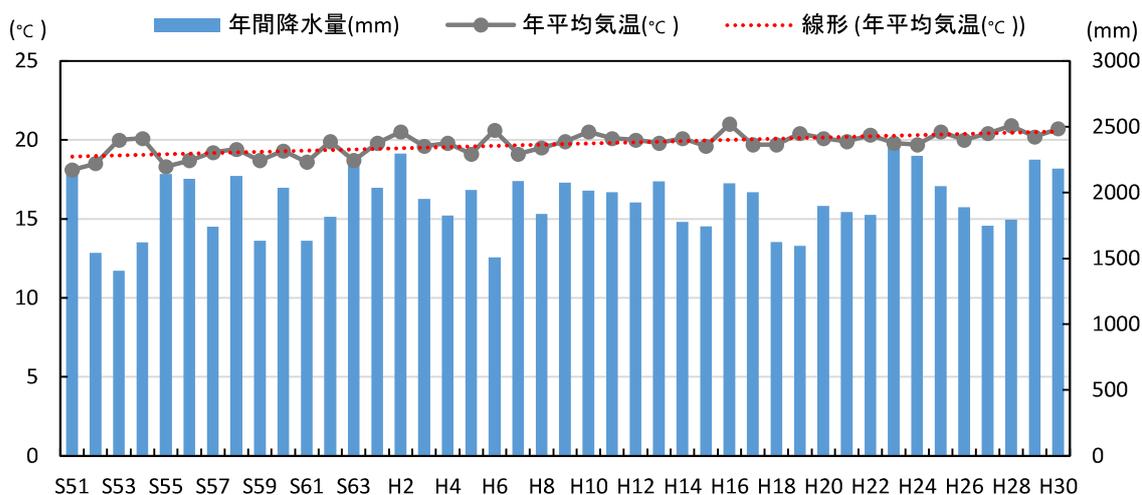
鳥取地方気象台の気温の平年値（1981-2010年の30年間の観測値の平均）は14.9℃で、月別では1月が最も低く、8月が最も高くなっています。降水量の平年値は1,914mmで、1月、7月、9月は200mmを超えています。平成30（2018）年は、年平均気温は20.7℃、年降水量は2,184mmでした。

### ■ 鳥取地方気象台における月別降水量及び平均気温（月別平年値）



出典) 気象庁ホームページ「気象統計情報」より作成

### ■ 鳥取地方気象台における年平均気温・年間降水量の推移

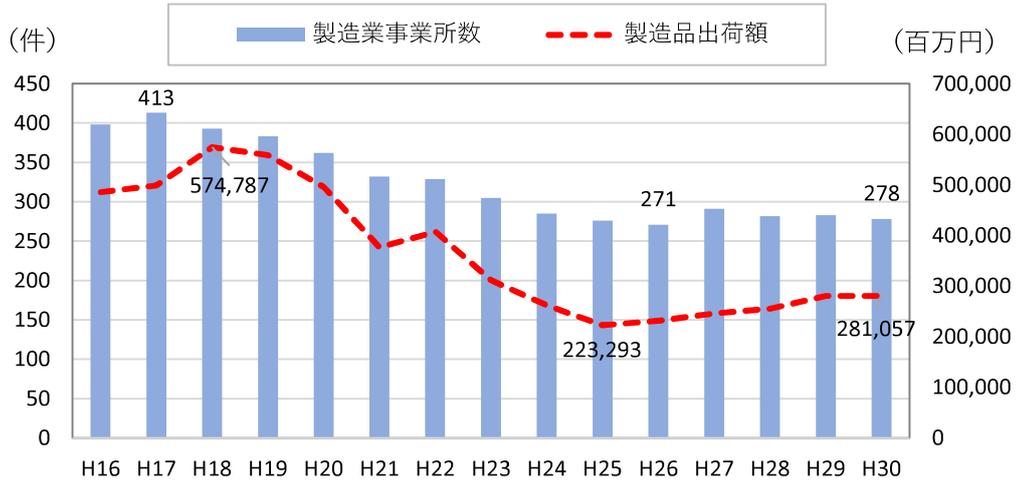


出典) 気象庁ホームページ「気象統計情報」より作成

### ③ 産業

本市の製造業の事業所数は減少傾向が続いており、平成 26（2014）年度には 271 件と なっています。製造品出荷額も減少傾向にありましたが、近年は漸増傾向が見られ、平成 30（2018）年度には約 2,811 億円となっています。

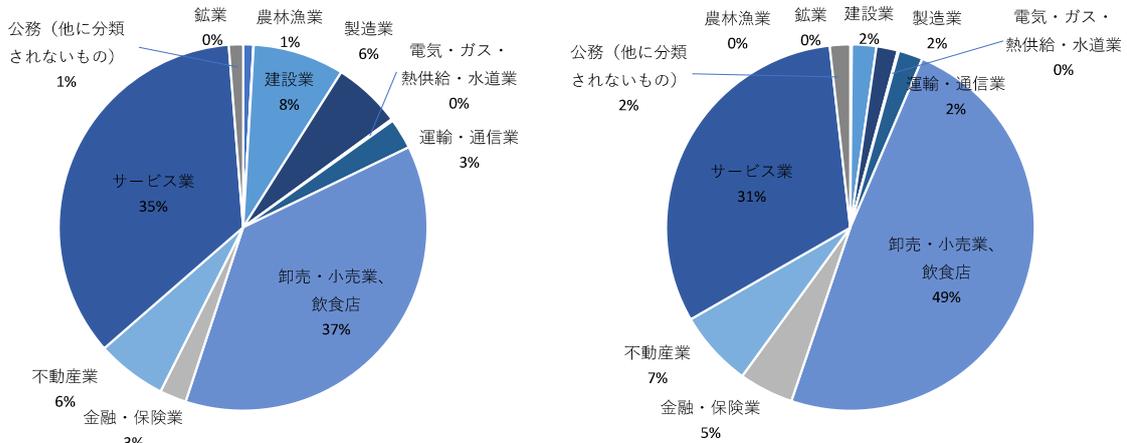
#### ■ 鳥取市の製造品出荷額及び製造業事業所数の推移



出典)「鳥取県工業統計調査」(鳥取県)より作成

産業分類別の事業所数を見ると、中心市街地には「卸売・小売業、飲食店」、「サービス業」、 「不動産業」、「金融・保険業」の事業所の数が多くなっています。また、鳥取市では、「卸売・ 小売業、飲食店」、「サービス業」、「建設業」、「不動産業」の事業所数の割合が高くなっていま す。

#### ■ 鳥取市における産業分類別事業所数 (H26) (左図：中心市街地、右図：鳥取市)



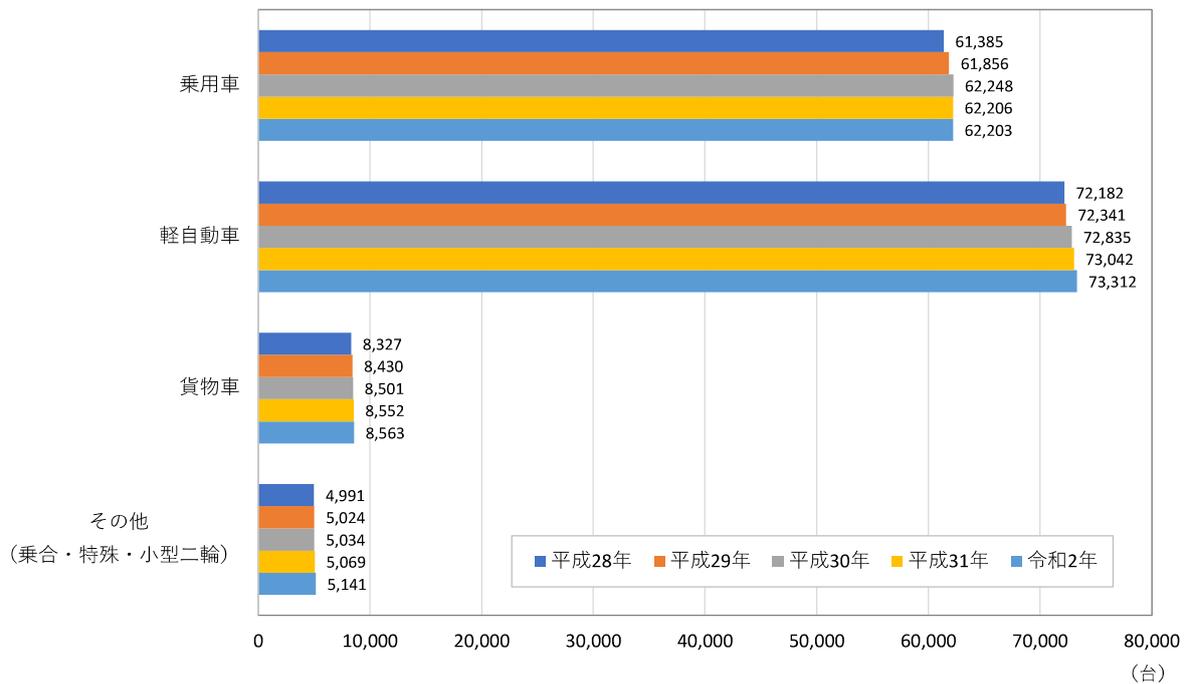
出典)「鳥取市中心市街地活性化基本計画」(鳥取市)より作成

#### ④ 交通

本市における、平成30（2018）年から令和2（2020）年までの車種別自動車保有台数の推移を見ると、いずれの車種も増加傾向が続いており、乗用車より軽自動車が普及しています。

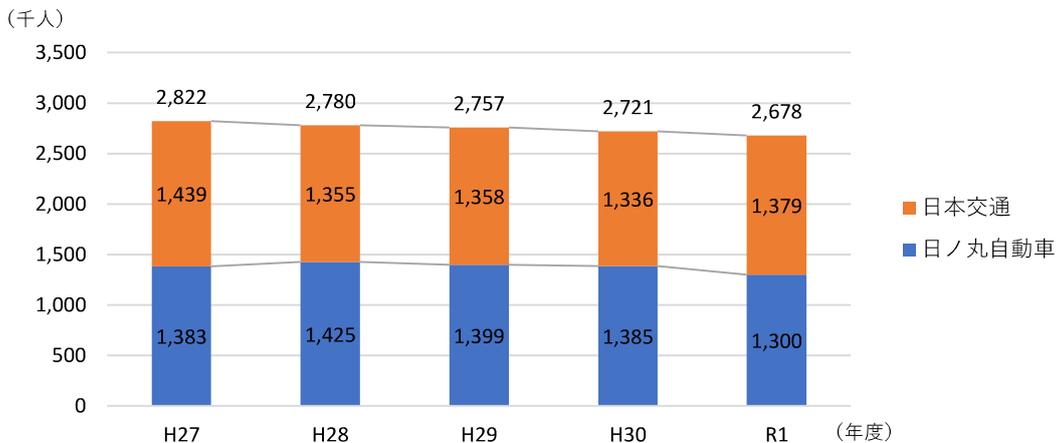
路線バス利用者数では、日ノ丸自動車と日本交通が運行する路線バスの一般路線利用者数が、令和元（2019）年度で2,678千人となっており、近年減少傾向が続いています。

##### ■ 鳥取市の自動車登録台数の推移（各年3月末）



出典)「2020 市勢要覧」(鳥取市)

##### ■ 鳥取市における路線バスの一般路線利用者数



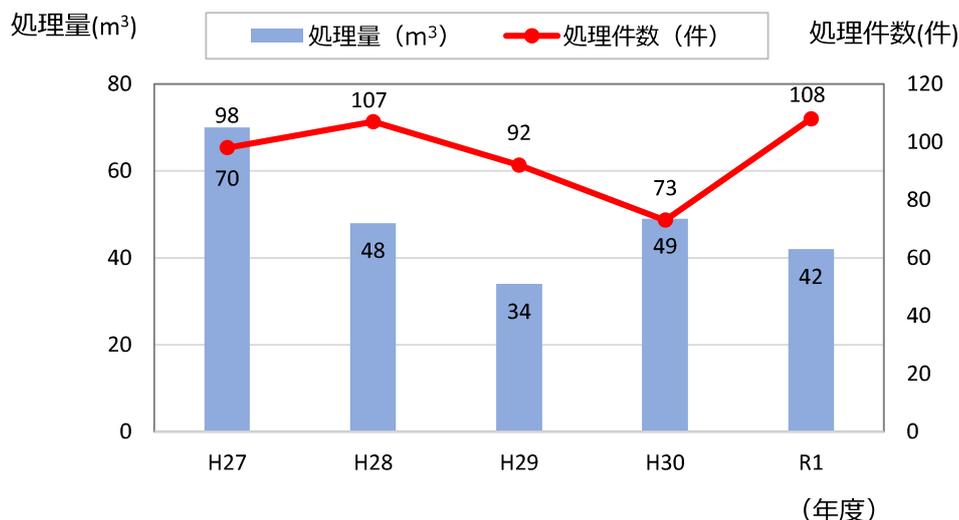
注) 鳥取県東部(鳥取市, 岩美郡, 八頭郡) 圏内の利用者数

出典)「2020 市勢要覧」(鳥取市) より作成

## ⑤ 不法投棄

本市における不法投棄は近年減少傾向にありましたが、処理件数は増加し、令和元(2019)年度では処理量 42m<sup>3</sup>、処理件数 108 件となっています。不法投棄は、交通量の少ない道路や川沿い等に多くみられ、美観を損ねるほか、新たな不法投棄を招く要因となっています。

### ■ 本市における不法投棄等の処理量及び処理件数



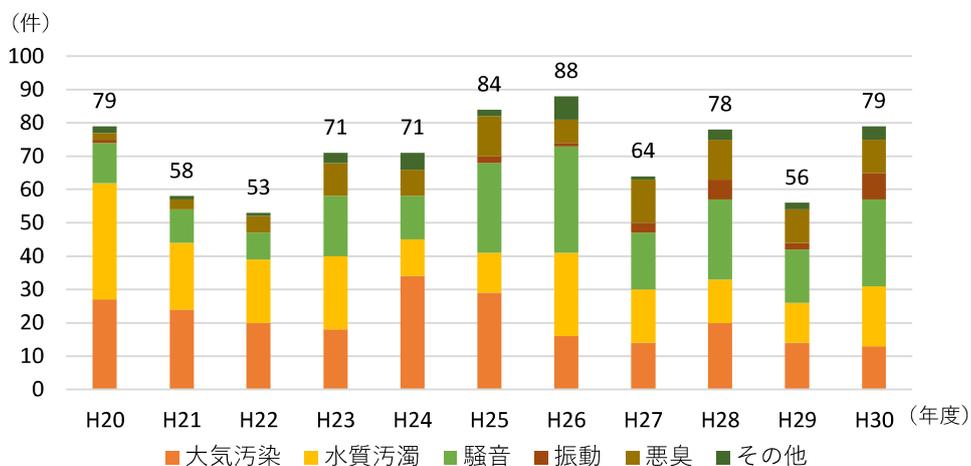
出典)「第11次鳥取市総合計画」(鳥取市)

## ⑥ 公害苦情件数

本市における公害苦情件数は近年増減を繰り返しており、平成30(2018)年度に市民から寄せられた公害苦情件数は79件となっています。

その内訳は、大気汚染(煙や粉じん)が13件、水質汚濁(油等の流出)が18件、騒音(事業所・工事等の騒音)が26件、その他(振動・悪臭等)が22件となっています。

### ■ 本市における苦情件数種類別発生状況の年次推移

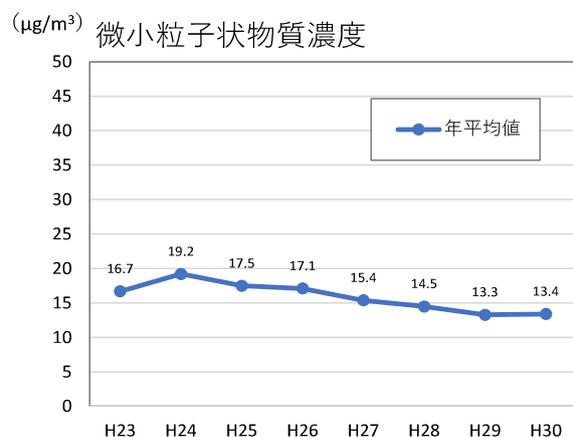
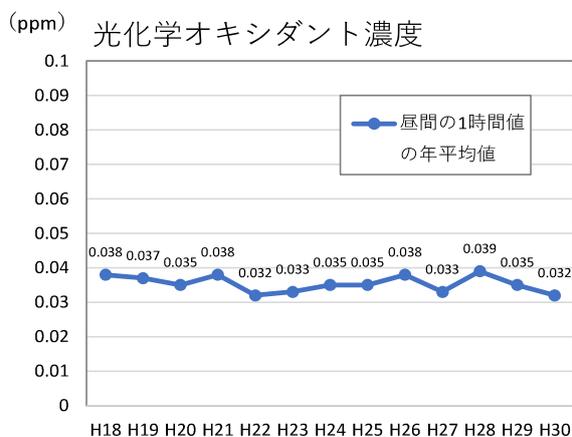
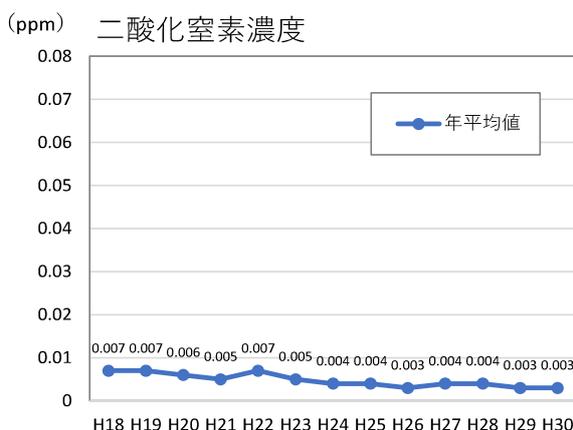
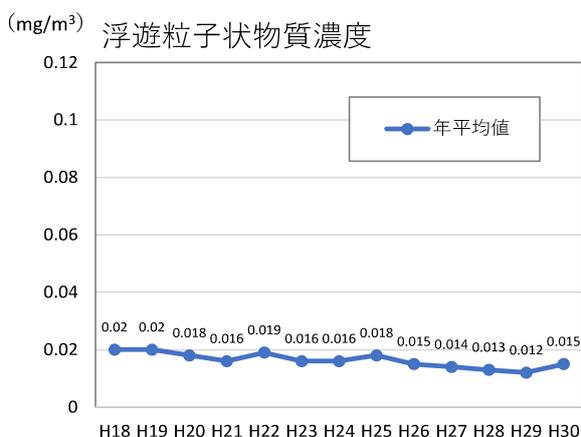
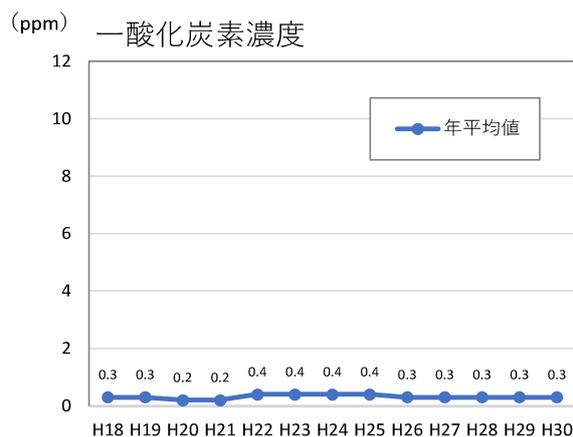
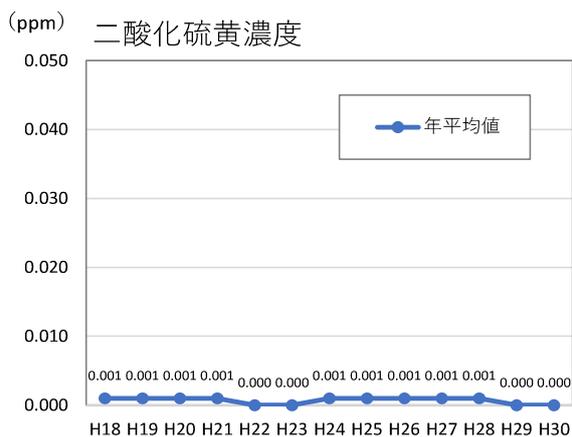


出典)「令和元年度版 鳥取市の環境」(鳥取市)より作成

## ⑦ 大気環境

大気汚染に係る環境基準物質は、市内の2地点（鳥取県庁西町分庁舎及び鳥取市栄町）で測定しています。その結果、大気汚染にかかわる環境基準が適用される二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質において環境基準に適合しています。一方、光化学オキシダントは環境基準を超過している状況にあります。

### ■ 大気汚染に係る環境基準物質の経年変化（鳥取県庁西町分庁舎）



出典)「令和元年度版 鳥取市の環境」(鳥取市)

(参考) 大気汚染に係る環境基準

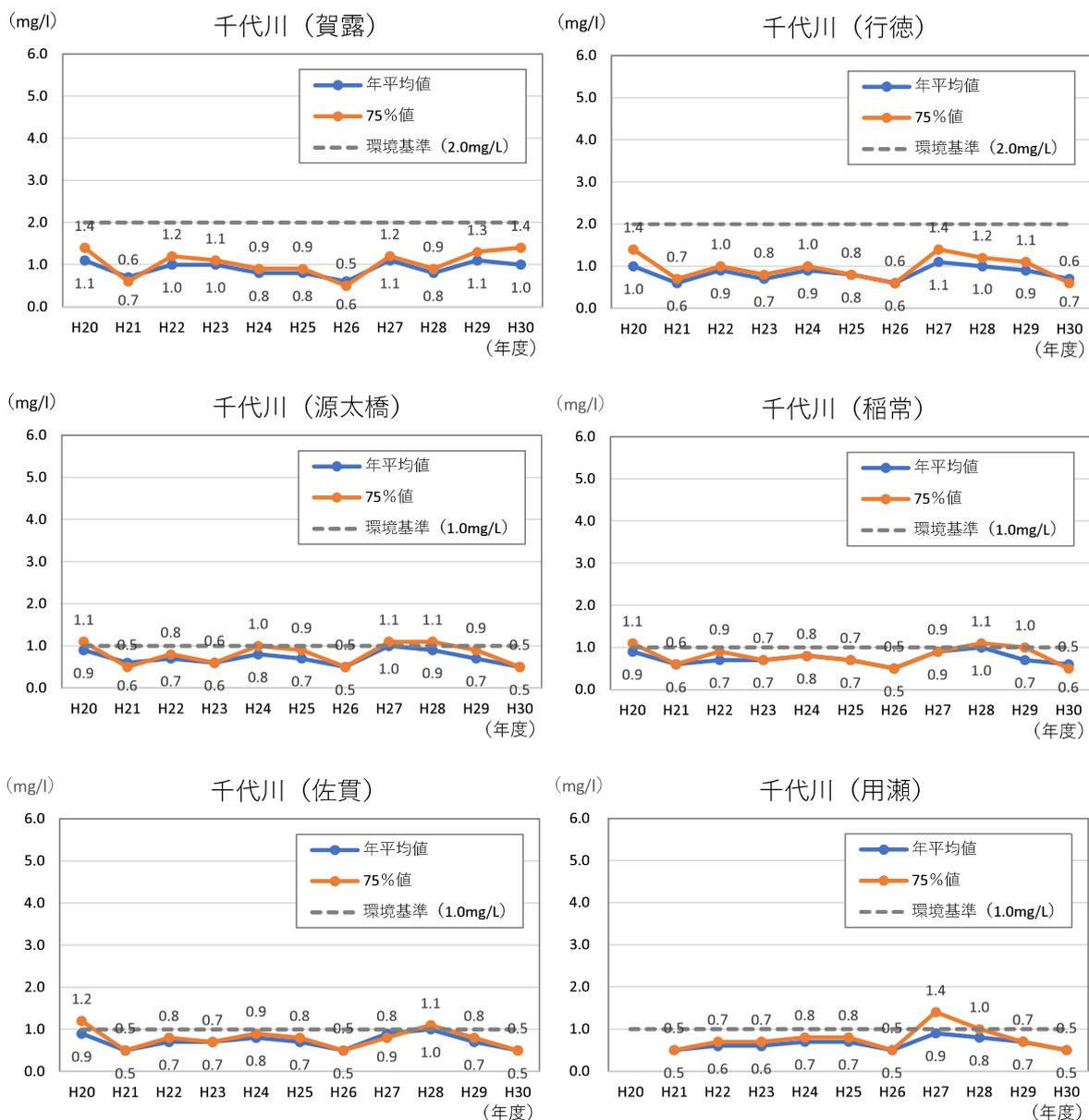
二酸化硫黄	短期的評価	1 時間値の日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
	長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上続かないこと。
一酸化炭素	短期的評価	1 時間値の日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
	長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上続かないこと。
浮遊粒子状物質	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
	長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。ただし、日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が 2 日以上続かないこと。
二酸化窒素	長期的評価	年間の日平均値の 98%値が 0.06ppm 以下であること。
光化学オキシダント	短期的評価	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	短期的評価	年間の日平均値の 98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
	長期的評価	1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

## ⑧ 水質環境

千代川には、有富川との合流点から上流が類型AA（BOD1mg/L以下）、下流が類型A（BOD2mg/L以下）という環境基準が定められています。

全地点（類型AA水域4地点、A水域2地点）の水質は、ほぼ環境基準を達成していて、経年的にみても同程度の水質で推移しています。

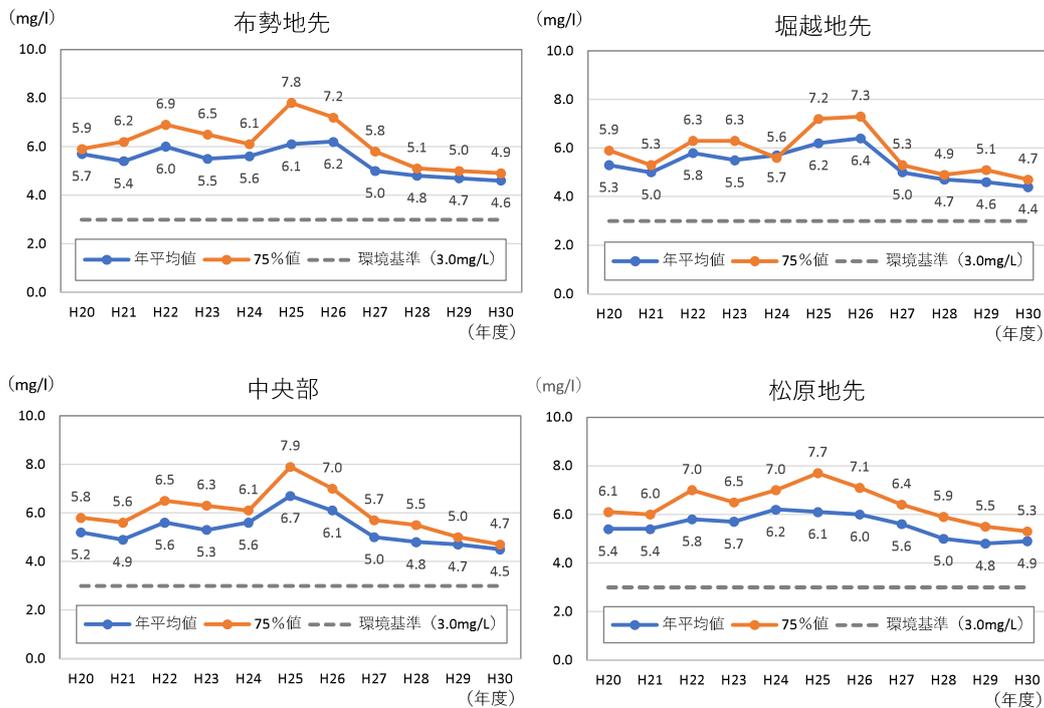
### ■ 千代川におけるBOD経年変化



出典)「令和元年度版 鳥取市の環境」(鳥取市)

湖山池は、湖沼類型A（COD3mg/L以下）の環境基準が定められています。4地点の水質は、COD（75%値）5.0～5.5 mg/Lで、いずれの地点も環境基準を超えています。

■ 湖山池におけるCOD経年変化



出典)「令和元年度版 鳥取市の環境」(鳥取市)

⑨ 騒音・振動状況

本市では、5地点で道路騒音測定を行い、その測定結果と過去に実施した測定結果を元に環境省の面的評価システムを使用し、6路線で環境基準達成状況の評価を行っています。

平成30(2018)年度の測定結果では、昼夜とも基準値以下であったのは91.9%、基準値を超過したのは2.6%でした。

■ 平成30年度自動車騒音常時監視結果

評価路線(区間延長距離) 起点～終点	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
鳥取自動車道(22.8km) 用瀬町川中～本高	47戸 79.7%	0戸 0.0%	1戸 1.7%	11戸 18.6%
一般国道9号 鳥取西道路(1.8km) 本高～嶋	3戸 100.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%
鳥取河原線(7.1km) 古海～長谷	237戸 100.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%
鳥取湖山停車場線(3.1km) 賀露町～湖山町	113戸 100.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%
鳥取国府線(3.1km) 東品治町～国府町宮下	883戸 99.7%	0戸 0.0%	3戸 0.3%	0戸 0.0%
若葉台東町線(7.0km) 紙子谷～東町	631戸 80.5%	0戸 0.0%	110戸 14.0%	43戸 5.5%
全体(44.9km)	1,914戸 91.9%	0戸 0.0%	114戸 5.5%	54戸 2.6%

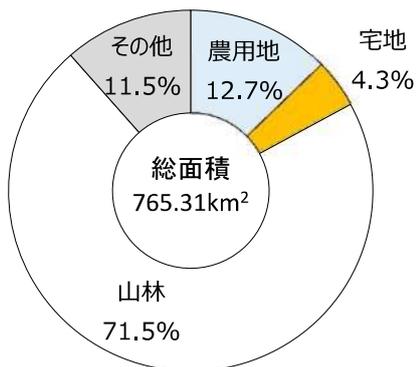
出典)「令和元年度版 鳥取市の環境」(鳥取市)

## ⑩ 緑の状況

本市の緑地の大部分を占める農用地や山林は、市域面積 765.31 km<sup>2</sup>に対し約 8 割を占めています。

また、本市では、自然保護及び環境保全条例により、良好な自然環境の確保と地域の美観風致を維持することを目的に、指定保存樹木（名木・古木）を現在 23箇所指定しています。

### ■ 鳥取市の地目別土地面積割合（令和 2（2020）年 4 月 1 日）



出典)「2020 市勢要覧」(鳥取市)

### ■ 鳥取市の保存樹木（名木・古木）（左図：安長堤防林、右図：長田神社のケヤキ）



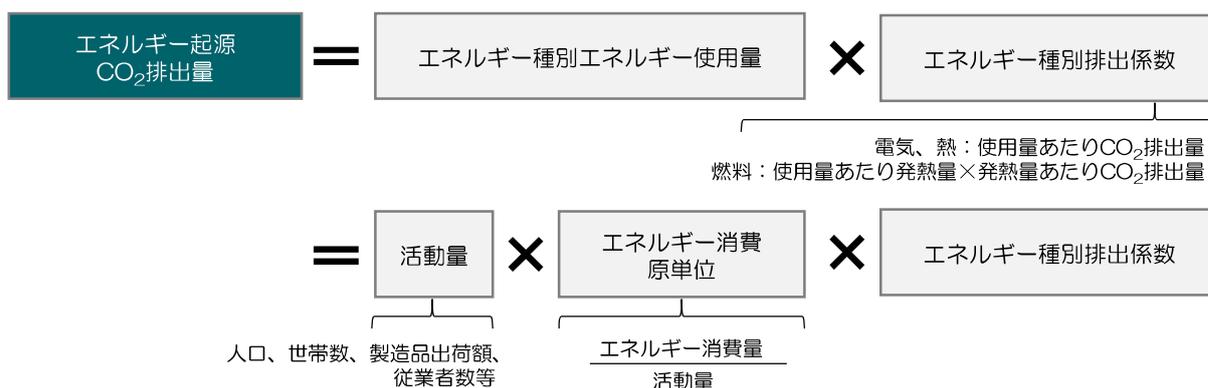
## (2) 温室効果ガス排出量の算出と予測

### ① 温室効果ガス排出量の現況推計

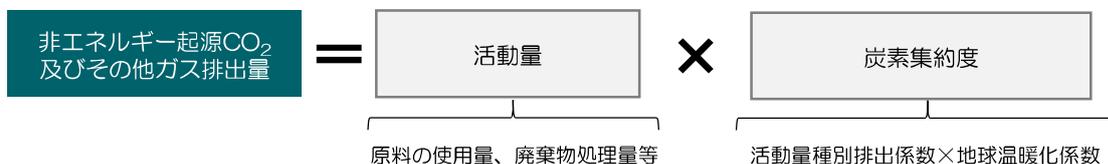
#### 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、環境省が策定している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき、以下の算定式を基本として推計しています。

#### ■ エネルギー起源 CO<sub>2</sub>



#### ■ 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他ガス



#### ■ 温室効果ガス排出量の算定対象部門・分野

ガス区分	部門・分野	温室効果ガス排出量の算定方法
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	産業部門	製造業、農林水産業・鉱業・建設業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	業務部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設等におけるエネルギー消費に伴う排出
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
	運輸部門	自動車や鉄道、船舶等の輸送機関のエネルギー消費に伴う排出
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 及びその他ガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼や、自動車走行に伴う排出（CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O）
	工業プロセス分野	セメントの生成等、工業材料の化学変化に伴う排出（非エネ起源 CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O）
	農業分野	水田からの排出、耕地における肥料の使用、家畜の飼育や排泄物の管理、農業廃棄物の焼却等に伴う排出（CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O）
	廃棄物分野	廃棄物の焼却処分・埋立処分、排水処理等に伴い発生する排出（非エネ起源 CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O）
	代替フロン等 4 ガス分野	金属の生産、代替フロン等を利用した製品の製造・使用、溶剤への使用等に伴う排出（HFCs、PFCs、SF <sub>6</sub> 、NF <sub>3</sub> ）

各部門・分野の温室効果ガス排出量は以下に示す方法で推計

■ エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量

部門・分野		エネルギー種	算定手法	出典データ
産業部門	製造業	電力	鳥取県の電力消費量をみなし小売分・新電力分に按分し、さらに製造品出荷額で按分	都道府県別エネルギー消費統計（資源・エネルギー庁） 電力取引報（経済産業省） 工業統計（経済産業省）
		都市ガス	鳥取ガス（工業用）の実績値を採用	鳥取ガス提供データ
		その他燃料	鳥取県の業種別エネルギー消費量を製造品出荷額で按分	都道府県別エネルギー消費統計（資源・エネルギー庁） 工業統計（経済産業省）
	その他（農林水産鉱建設業）	電力	鳥取県の電力消費量をみなし小売分・新電力分に按分し、さらに業種別の就業者数で按分	都道府県別エネルギー消費統計（資源・エネルギー庁） 電力取引報（経済産業省） 経済センサス（総務省）
		都市ガス	鳥取県の業種別エネルギー消費量を就業者数で按分	都道府県別エネルギー消費量統計 経済センサス（総務省）
		その他燃料	鳥取県の業種別エネルギー消費量を就業者数で按分	都道府県別エネルギー消費量統計 経済センサス（総務省）
業務部門	電力	鳥取県の電力消費量をみなし小売分・新電力分に按分し、さらに従業者数で按分	都道府県別エネルギー消費統計（資源・エネルギー庁） 電力取引報（経済産業省） 経済センサス（総務省）	
	都市ガス	鳥取ガスの実績値（商業用＋その他用）を採用	鳥取ガス提供データ	
	その他燃料	鳥取県の業種別エネルギー消費量を従業者数で按分	都道府県別エネルギー消費量統計 経済センサス（総務省）	
家庭部門	電力	鳥取県の電力消費量をみなし小売分・新電力分に按分し、さらに世帯数で按分	都道府県別エネルギー消費統計（資源・エネルギー庁） 電力取引報（経済産業省） 国勢調査（総務省）	
	都市ガス	鳥取ガス（家庭用）の実績値を採用	鳥取ガス提供データ	
	LPG・灯油	世帯あたり燃料購入量（市）×世帯数	家計調査（総務省） 国勢調査（総務省）	
運輸部門	自動車	ガソリン・軽油・LPG	鳥取県の燃料消費量を自動車保有台数で按分	自動車燃料消費統計（国土交通省） 鳥取県統計年鑑（鳥取県）
	鉄道	軽油	JR 西日本の軽油等燃料分を営業キロで按分	JR 西日本 HP
	船舶	軽油・A重油・B重油・C重油	全国の燃料消費量を内航船入港船舶総トン数で按分	総合エネルギー統計（資源・エネルギー庁） 鳥取市統計要覧（鳥取市）
	航空	ジェット燃料	ジェット燃料消費量を着陸回数によって国内線分に按分	暦年・年度別空港管理状況調書（国土交通省）

■ 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他ガス

分野	項目	算定手法	出典データ
燃料燃焼分野	炉の燃焼 (CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O)	産業部門、業務部門の燃料消費量 ×消費量あたり排出係数	上記の算定手法で推計された産業 部門、業務部門の燃料消費量推計 結果
	自動車の走行 (CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O)	鳥取県の車種別走行量を保有台数 で按分×走行 1km あたり排出係 数	自動車燃料消費統計(国土交通省) 鳥取県統計年鑑(鳥取県)
工業プロセス分野	工業プロセス 及び製品の使 用(非エネ起源 CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、 N <sub>2</sub> O)	全国の排出量実績を業種別製造品 出荷額で按分	温室効果ガスインベントリ(国立 環境研究所) 工業統計(経済産業省)
農業分野	水田(CH <sub>4</sub> )	鳥取市水田作付面積×水管理割合 ×水管理状況別排出係数	作物統計 作況調査(農林水産省)
	家畜の飼養 (CH <sub>4</sub> )	種類別家畜飼養頭数×1 頭あたり 排出係数	鳥取市保有データ
	家畜の排泄物 の管理 (CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O)	種類別家畜飼養頭数×1 頭あたり 排出係数	鳥取市保有データ
	肥料の使用 (N <sub>2</sub> O)	種類別栽培面積×化学肥料・有機 肥料別排出係数	作物統計 作況調査(農林水産省)
	残さのすき込 み (N <sub>2</sub> O)	種類別栽培面積×乾物率×残さ率 (1-残さの焼却割合)×排出係数	作物統計 作況調査(農林水産省)
廃棄物分野	廃棄物の焼却 (非エネ起源 CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、 N <sub>2</sub> O)	廃棄物焼却量×ごみ組成×排出係 数	一般廃棄物処理実態調査(環境省) 鳥取県産業廃棄物処理実態調査報 告書(鳥取県)
	廃棄物の埋立 (CH <sub>4</sub> )	産業廃棄物最終処分量×排出係数	鳥取県産業廃棄物処理実態調査報 告書(鳥取県)
	終末処理場 (CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O)	終末処理場下水処理量×排出係数	鳥取市保有データ
	し尿処理施設 (CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O)	し尿・浄化槽汚泥処理量×排出係 数	一般廃棄物処理実態調査(環境省)
	生活排水処理 施設 (CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O)	生活排水処理対象人員×排出係数	一般廃棄物処理実態調査(環境省)
代替フロン等 4 ガ ス分野	HFCs	全国の排出量実績(HFCs)を業種 別の製造品出荷額で按分	温室効果ガスインベントリ(国立 環境研究所) 工業統計(経済産業省)
	PFCs	全国の排出量実績(PFCs)を業種 別の製造品出荷額で按分	温室効果ガスインベントリ(国立 環境研究所) 工業統計(経済産業省)
	SF <sub>6</sub>	全国の排出量実績(SF <sub>6</sub> )を業種 別の製造品出荷額で按分	温室効果ガスインベントリ(国立 環境研究所) 工業統計(経済産業省)
	NF <sub>3</sub>	全国の排出量実績(NF <sub>3</sub> )を業種 別の製造品出荷額で按分	温室効果ガスインベントリ(国立 環境研究所) 工業統計(経済産業省)

## 温室効果ガス排出量の現況推計値

### 1) ガス別の温室効果ガス排出量の現況

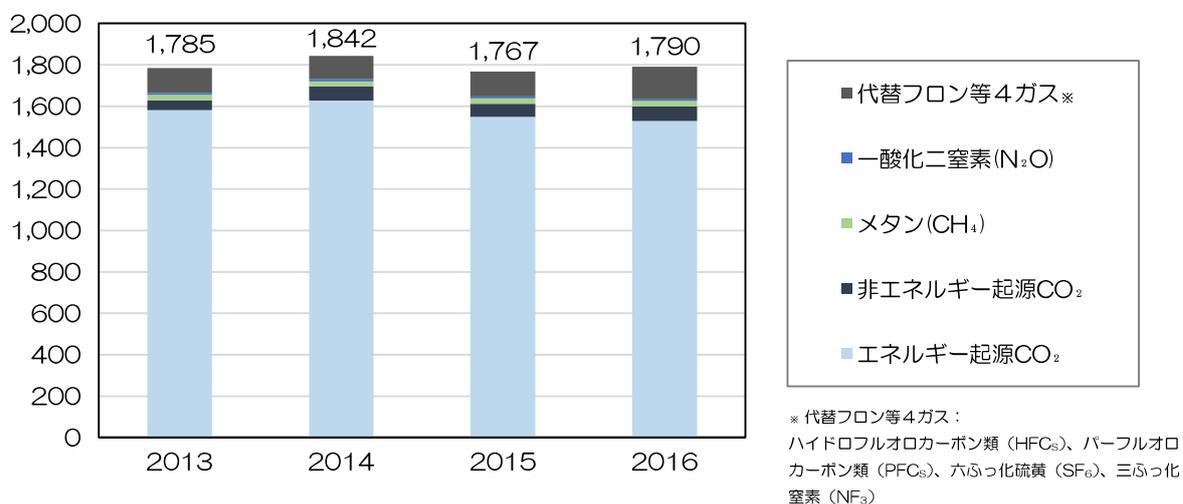
本市の平成 28 (2016) 年度における温室効果ガス排出量は 1,790 千 t-CO<sub>2</sub> となり、平成 25 (2013) 年度比で約 0.3% の増加となっています。

排出量の内訳をみると、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> が 1,529 千 t-CO<sub>2</sub> と全体の 85% を占めており、次いで代替フロン等 4 ガス、非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) の順となっています。

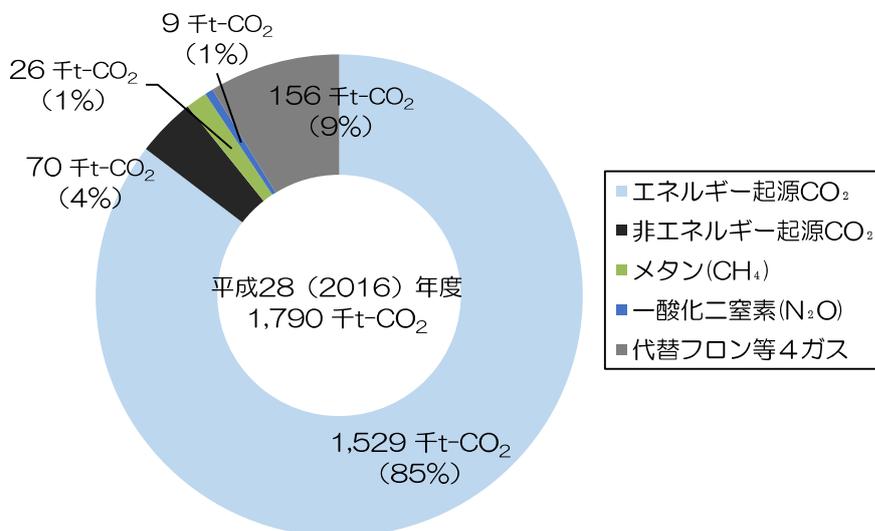
エネルギー起源 CO<sub>2</sub> については、平成 25 (2013) 年度比で 3.2% 減少しています。エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の内訳をみると、電力消費に伴う排出量が全体の 58% を占めており、ガソリンや灯油等の石油系の燃料由来の排出量が全体の 36% を占めています。

#### ■ 鳥取市における温室効果ガス排出量の推移 (ガス別) (再掲)

[千t-CO<sub>2</sub>]



#### ■ 鳥取市における温室効果ガス排出量の内訳 (ガス別)

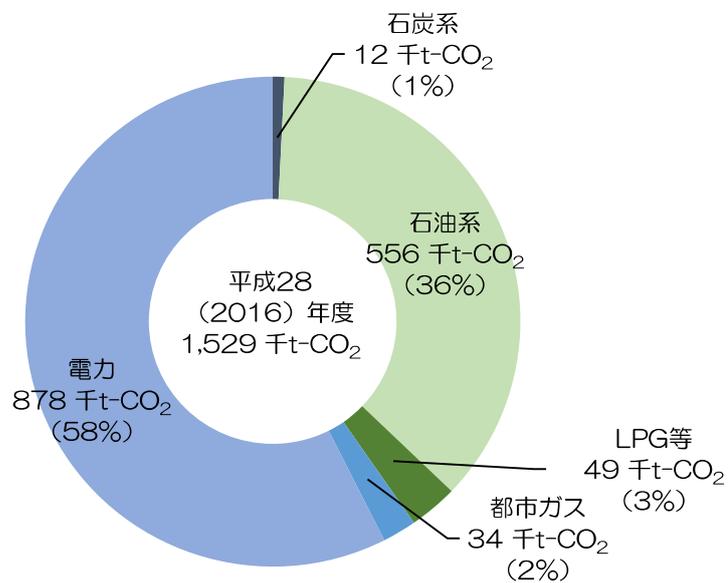


■ 鳥取市における温室効果ガス排出量（ガス別）

単位：千 t-CO<sub>2</sub>

ガス区分	2013	2014	2015	2016	基準年度比 2016/2013
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	1,580	1,627	1,550	1,529	-3.2%
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	49	68	63	70	+45.0%
メタン (CH <sub>4</sub> )	26	24	26	26	-0.8%
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	10	11	9	9	-2.8%
代替フロン等 4 ガス	121	113	120	156	+28.6%
合計	1,785	1,842	1,767	1,790	+0.3%

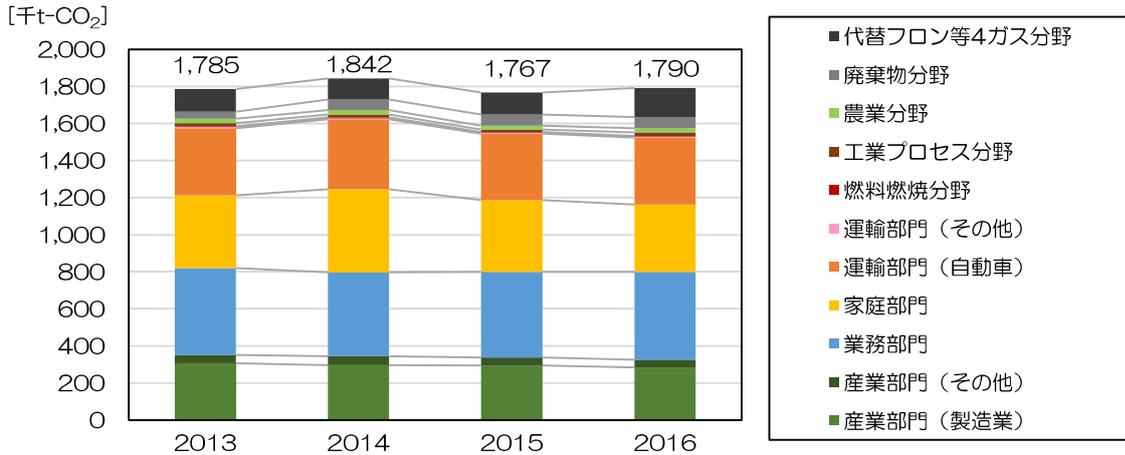
■ 鳥取市におけるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の構成（再掲）



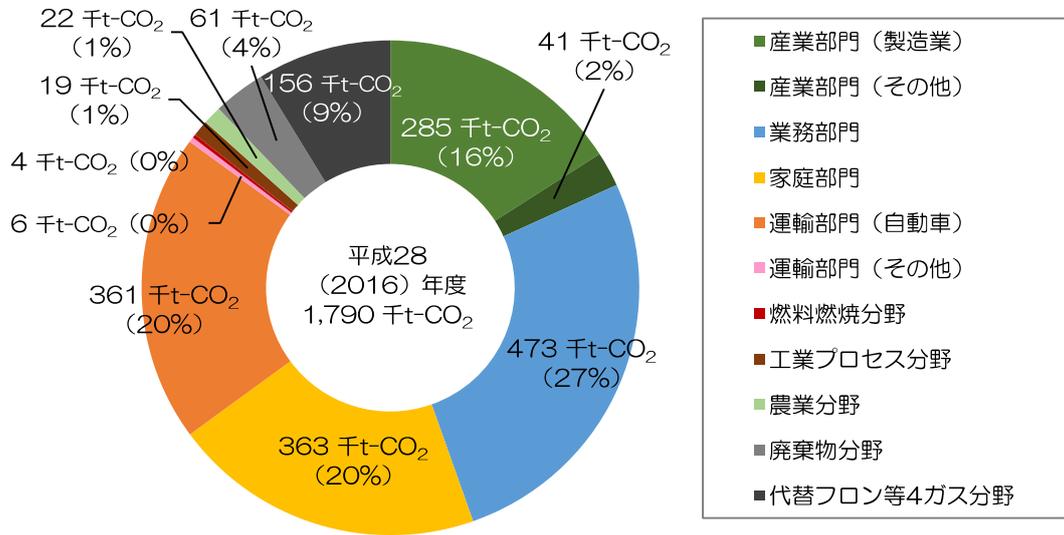
2) 部門別温室効果ガス排出量の現況

温室効果ガス排出量を部門別に見ると、業務部門が全体の27%、次いで運輸部門（自動車）が20%、家庭部門が20%の順となっており、住宅やビル等建物におけるエネルギー消費や、自動車由来の排出量が特に大きくなっています。

■ 鳥取市における温室効果ガス排出量（部門別）（再掲）



■ 鳥取市における部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の構成（再掲）



■ 鳥取市における温室効果ガス排出量（部門別）

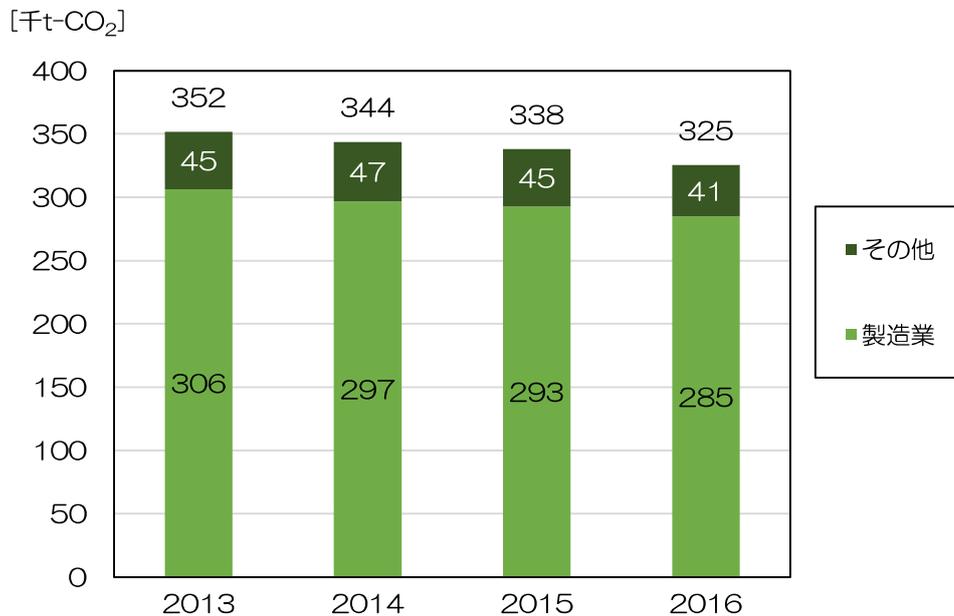
単位：千 t-CO<sub>2</sub>

部門・分野/年度		2013	2014	2015	2016	基準年度比 2016/2013
エネルギー起 源 CO <sub>2</sub>	産業部門（製造業）	306	297	293	285	-7.1%
	産業部門（その他）	45	47	45	41	-10.0%
	業務部門	469	454	462	473	+0.9%
	家庭部門	391	447	387	363	-7.1%
	運輸部門（自動車）	362	376	357	361	-0.3%
	運輸部門（その他）	7	6	6	6	-12.4%
	小計	1,580	1,627	1,550	1,529	-3.2%
非エネルギー 起源 CO <sub>2</sub> 、 その他ガス	燃料燃焼分野	4	4	4	4	-6.3%
	工業プロセス分野	18	16	13	19	+6.7%
	農業分野	24	24	22	22	-9.4%
	廃棄物分野	38	59	58	61	+59.9%
	代替フロン等4ガス分野	121	113	120	156	+28.6%
小計	205	215	217	262	+27.3%	
合計	1,785	1,842	1,767	1,790	+0.3%	

### ■エネルギー起源 CO<sub>2</sub>（産業部門）

平成 28（2016）年度の産業部門の CO<sub>2</sub> 排出量は、325 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 25（2013）年度比で約 7%減少しています。排出量の内訳をみると、製造業の割合が高く、産業部門全体の 88%を占めています。

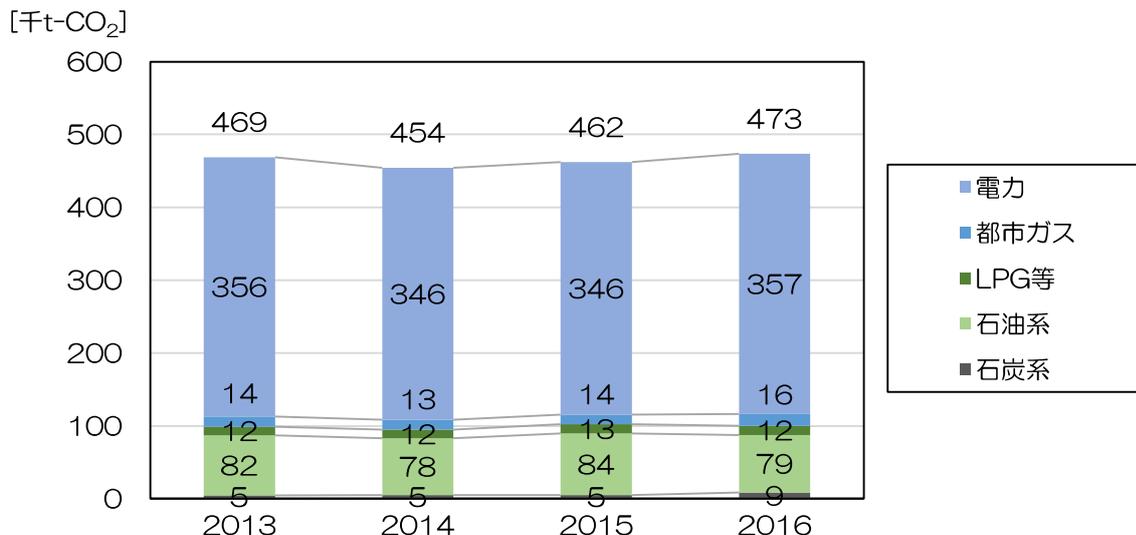
#### ■ 鳥取市における産業部門の CO<sub>2</sub> 排出量（業種別）



### ■エネルギー起源 CO<sub>2</sub>（業務部門）

平成 28（2016）年度の業務部門の CO<sub>2</sub> 排出量は、473 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 25（2013）年度比で約 1%増加しています。近年の排出量は増加傾向です。

#### ■ 鳥取市における業務部門の CO<sub>2</sub> 排出量（燃料種別）

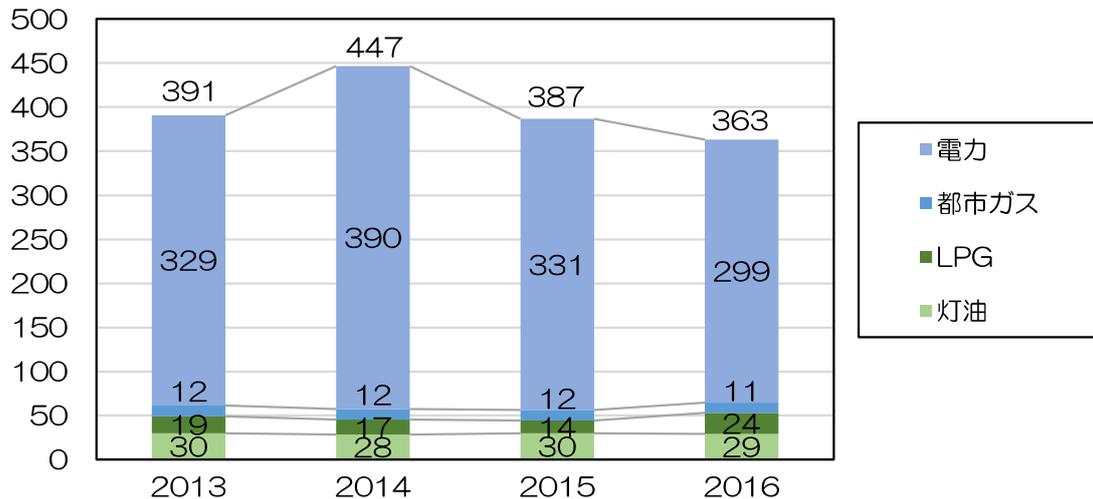


### ■エネルギー起源 CO<sub>2</sub>（家庭部門）

平成 28（2016）年度の家庭部門の CO<sub>2</sub> 排出量は、363 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 25（2013）年度比で約 7%減少しています。排出量は平成 26（2014）年度に大きく増加したものの、以降は減少の傾向を示しています。

#### ■ 鳥取市における家庭部門の CO<sub>2</sub> 排出量（燃料種別）

[千t-CO<sub>2</sub>]

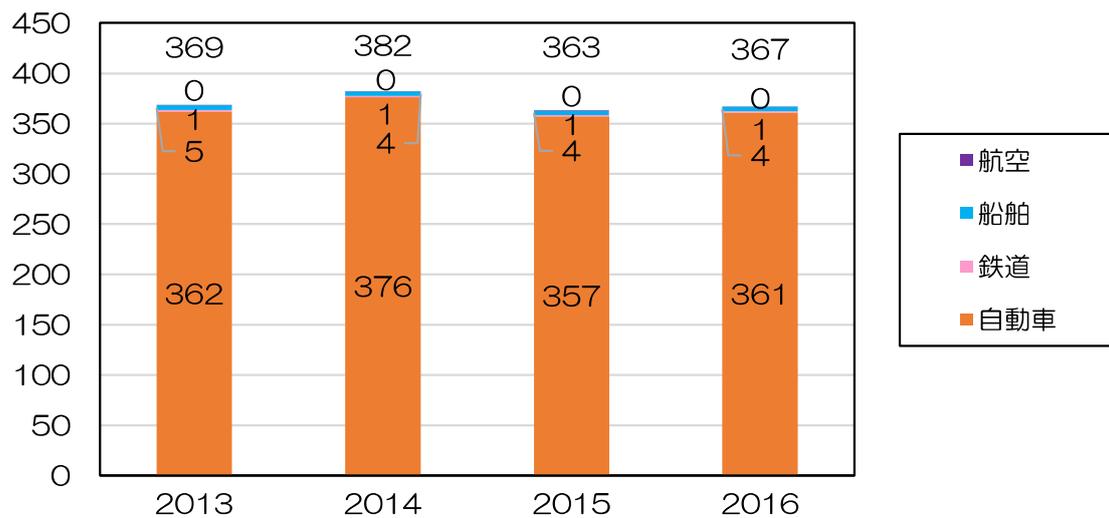


### ■エネルギー起源 CO<sub>2</sub>（運輸部門）

平成 28（2016）年度の運輸部門の CO<sub>2</sub> 排出量は、367 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 25（2013）年度比で約 1%減少しています。近年の排出量はほぼ横ばいで推移しています。

#### ■ 鳥取市における運輸部門の CO<sub>2</sub> 排出量（輸送機関別）

[千t-CO<sub>2</sub>]



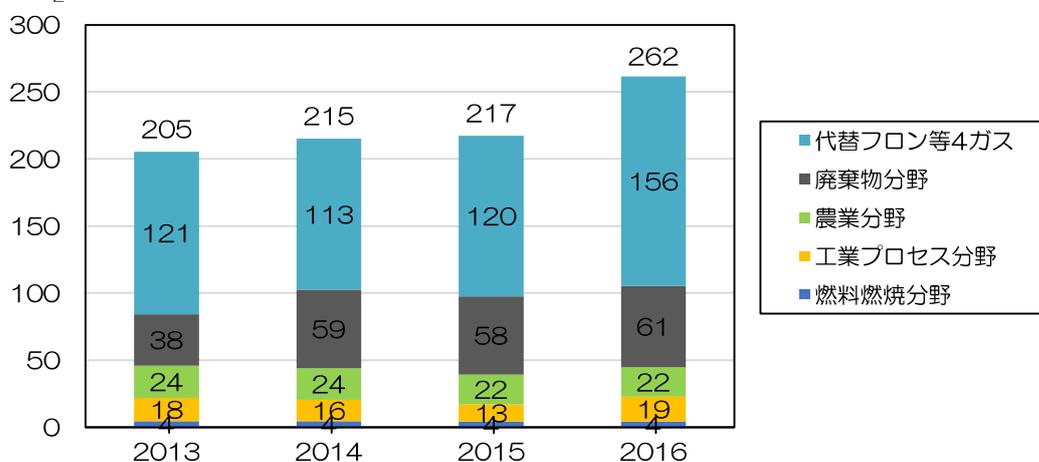
## ■非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他ガス

平成 28 (2016) 年度の非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他ガスの排出量は、262 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 25 (2013) 年度比で約 27%と大きく増加しています。特に、廃棄物の焼却由来の排出と、代替フロン類由来の排出が増加しています。

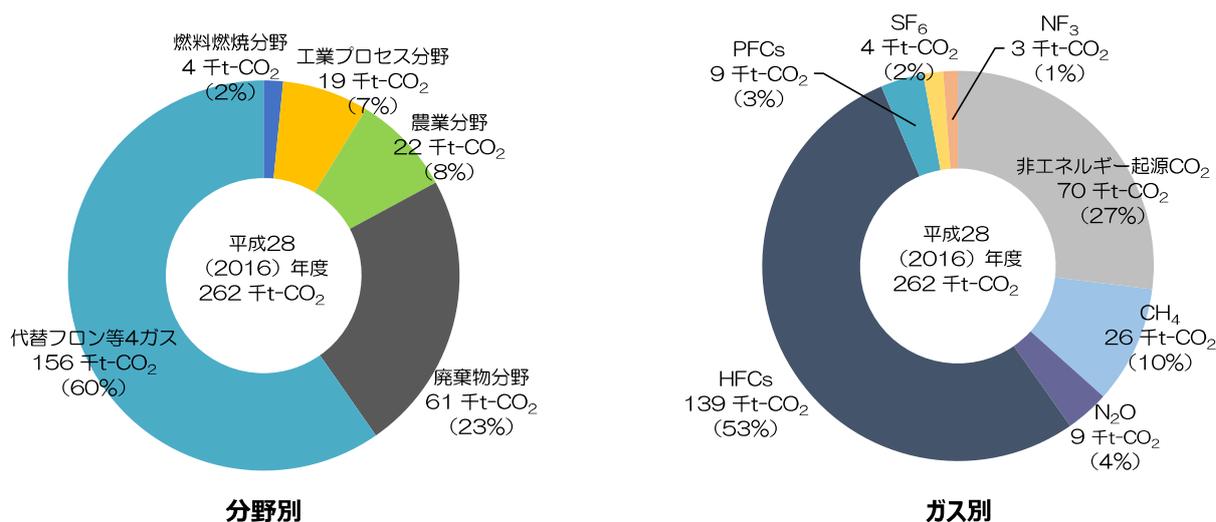
排出量の内訳をみると、代替フロン等 4 ガス分野の割合が全体の 60%と最も高く、次いで廃棄物分野が 23%となっています。ガス種別にみると、自動車のカーエアコンや家電等から排出される HFCs の割合が 53%と最も高く、次いで廃棄物の焼却や、工業プロセスにおける原料から排出される非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の割合が 27%となっています。

### ■ 鳥取市における非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他ガスの排出量

[千t-CO<sub>2</sub>]



### ■ 鳥取市における非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他ガスの排出量 (内訳)



## ② 温室効果ガス排出量の将来推計(BAU ケース)

### BAU ケースの温室効果ガス排出量の推計方法

本市における温室効果ガス排出量の削減目標を検討するため、今後新たな地球温暖化対策が講じられないまま推移した場合（BAU ケース）の温室効果ガス排出量を推計しました。

部門ごとに、CO<sub>2</sub> 排出係数や、エネルギー効率が現状のまま変化せず、人口や世帯数や製造品出荷額等の活動量のみが変化するものとして、以下の通り将来推計を行いました。

#### ■ 将来の活動量の推計方法

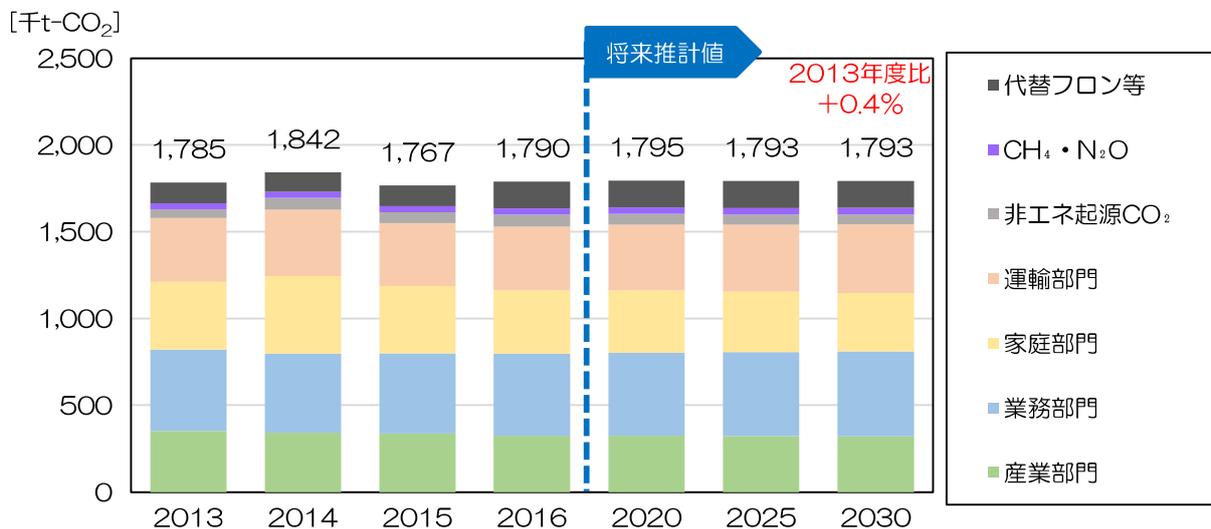
区分		推計に用いる活動量	将来の活動量の推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額等	直近年度までの実績値に大きな増減のトレンドが見られないため、直近年度実績のまま推移するとして推計
	その他 (農林水産 鉱建設業)	従業者数	直近年度までの実績値のトレンドを踏まえ、近似式によって推計（減少傾向）
業務部門		業務系建築物延床面積	直近年度までの実績値のトレンドを踏まえ、近似式によって推計（増加傾向）
家庭部門		人口	「鳥取市人口ビジョン」(鳥取市)による将来推計を基に、令和 12 (2030) 年度の人口が約 17.8 万人になるものとして推計（減少傾向）
運輸部門	自動車	自動車保有台数	人口 1 人あたりの保有台数について、トレンドを踏まえて近似式によって推計し、将来人口に乗算して推計（増加傾向）
	船舶	入港船舶総トン数	直近年度までの実績値に大きな増減のトレンドが見られないため、直近年度実績のまま推移するとして推計
	航空	—	直近年度までのエネルギー消費量の実績値のトレンドを踏まえ、近似式によって推計（増加傾向）
	鉄道	—	直近年度までのエネルギー消費量の実績値のトレンドを踏まえ、近似式によって推計（増加傾向）
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>		廃棄物焼却量	人口 1 人あたりの焼却量について、トレンドを踏まえて近似式によって推計し、将来人口に乗算して推計(減少傾向)
メタン (CH <sub>4</sub> )		—	直近年度までの実績値に大きな増減のトレンドが見られないため、直近年度実績のまま推移するとして推計
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		—	直近年度までの排出量の実績値のトレンドを踏まえ、近似式によって推計（増加傾向）
代替フロン等 4 ガス		—	直近年度までの実績値に大きな増減のトレンドが見られないため、直近年度実績のまま推移するとして推計

## BAU ケースの温室効果ガス排出量の推計結果

BAU ケースにおける令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量は、1,793 千 t-CO<sub>2</sub>と推計され、平成 25（2013）年度比で 0.4%の増加となります。

家庭部門では人口減少の影響により排出量が減少し、平成 25（2013）年度比で 13.6%の減少と推計されました。産業部門の排出量についても、製造業以外の従業者数の減少により、平成 25（2013）年度比で 8.7%の減少となる見込みです。一方で、業務部門や運輸部門の排出量については、延床面積や自動車保有台数の増加により、排出量はそれぞれ平成 25（2013）年度比で 4.3%、6.8%の増加となります。排出量の減少する部門と増加する部門の影響により、温室効果ガス排出量の総量はほぼ横ばいで推移します。

### ■ 部門別温室効果ガス排出量の将来推計結果（BAU）（再掲）



### ■ 鳥取市における温室効果ガス排出量（ガス別）

単位：千 t-CO<sub>2</sub>

区分	2013 (基準年度)	2025	基準年度比 2025/2013	2030	基準年度比 2030/2013
産業部門	352	323	-8.2%	321	-8.7%
業務部門	469	484	+3.3%	489	+4.3%
家庭部門	391	348	-11.1%	338	-13.6%
運輸部門	369	385	+4.4%	394	+6.8%
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	49	60	+24.0%	58	+19.8%
CH <sub>4</sub> ・N <sub>2</sub> O	36	37	+3.8%	37	+5.5%
代替フロン等 4 ガス	121	156	+28.6%	156	+28.6%
合計	1,785	1,793	+0.4%	1,793	+0.4%

### ③ 温室効果ガス排出量の削減ポテンシャルの推計

#### 削減ポテンシャルの推計方法

各部門について、令和 12（2030）年度に向けて排出削減対策を実行した場合の削減ポテンシャル（削減可能量）を算定しました。

推計にあたっては、国の「地球温暖化対策計画」で示されている各種対策による削減見込量に基づき、以下の条件で対策を行うものとして削減量の試算を行いました。

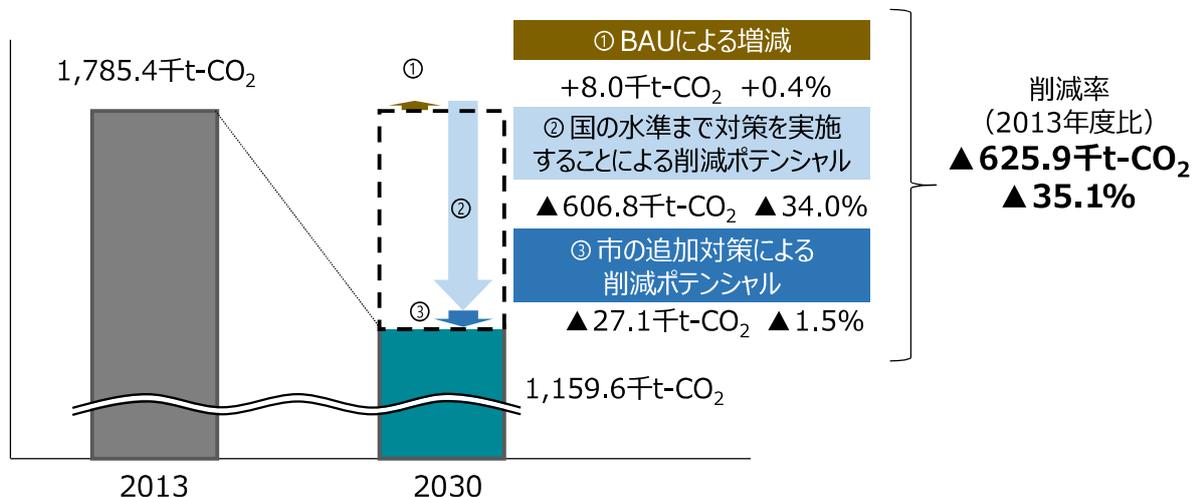
#### 【削減ポテンシャルの推計における対策の実施条件】

1. 国の目標で掲げられている削減対策のうち、鳥取市で実施可能な対策については、下記 2、3 の場合を除いて国の目標水準と同等の対策を実施します。
2. 市民アンケートの実施結果に基づき、将来的に国の導入率以上の導入が期待できる削減対策については、国以上の水準の対策を実施します。
3. FEMS・BEMS の導入や家庭エコ診断の実施等、第 2 期計画期間においても本市が取り組んできた一部の対策については、国以上の水準の対策を追加的に実施します。
4. さらに追加的な対策として、省エネ行動促進や自家消費型の太陽光発電の導入対策を実施します。

#### 削減ポテンシャルの推計結果

上記の条件に基づき、本市と国等が連携して対策を実施し、一部で国以上の追加的対策を実施した場合の削減ポテンシャルを算定しました。算定の結果、令和 12（2030）年度において 633.9 千 t-CO<sub>2</sub> の削減ポテンシャルが見込まれました。削減ポテンシャルと BAU による排出量の増加を合わせると、合計 625.9 千 t-CO<sub>2</sub> になり、削減率は 2013 年度比で ▲ 35.1% となります。

#### ■ 本市における温室効果ガス排出量の削減ポテンシャルの推計結果



■ 本市における温室効果ガス排出量の削減ポテンシャルの内訳

区分	部門/対策分類	対策の例	排出削減量 [千 t-CO <sub>2</sub> ]
エネ起 源 CO <sub>2</sub>	産業部門		47.4
	省エネ技術・設備の導入	高効率空調システム、産業用照明の導入等	44.9
	エネルギー管理の徹底	製造過程における省エネ技術の導入等	1.6
	その他対策・施策	業種間連携省エネの取組推進	0.3
	市の追加対策分	FEMS のカバー率の向上	0.5
	業務部門		99.9
	建築物の省エネ化	既存建築物の断熱化、新築建築物の省エネ基準適合の推進	20.7
	省エネ機器の導入	BEMS、高効率照明、高効率 <sup>※</sup> 1 <sup>※</sup> の導入等	65.0
	省エネ行動の推進	こまめな消灯、クールビズ・ウォームビズ、適切な室温管理等	4.6
	その他対策・施策	ヒートアイランド対策、廃棄物発電の導入等	5.6
	市の追加対策分	BEMS の導入率向上、省エネ基準適合率の向上、事業系建物への太陽光発電導入促進等	3.9
	家庭部門		70.0
	住宅の省エネ化	既築住宅の断熱化、新築住宅の省エネ基準適合の推進等	14.7
	省エネ機器の導入	HEMS・スマートメーター導入、高効率給湯器の導入等	38.8
	省エネ行動の推進	こまめな消灯、適切な室温管理等	1.1
	市の追加対策分	家庭エコ診断実施率の向上、省エネ行動の促進、戸建て住宅への太陽光発電導入促進等	15.4
	運輸部門		77.7
	単体対策	自動車の燃費改善、低公害車等の普及促進	43.6
	その他対策	公共交通機関の利用促進、エコドライブの推進等	26.8
	市の追加対策分	低公害車等の普及促進	7.3
エネルギー転換		256.7	
再エネ熱利用	再エネ熱の利用拡大	11.4	
電源の排出係数の改善	再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の高効率化等、原子力発電の活用	245.3	
エネ起 源 CO <sub>2</sub>	非エネ起源 CO <sub>2</sub>	廃棄物焼却量の削減等	3.8
以外	CH <sub>4</sub> ・N <sub>2</sub> O	最終処分量の削減、肥料に伴う一酸化二窒素削減等	4.6
以外	代替フロン等 4 ガス	フロン類の漏えい防止等	73.7
合計（市の追加対策分を含まない）			606.8
合計			633.9

### (3) 計画策定の経緯

#### ■ 諮問

年月日	内容等
令和元年8月29日	市長から環境審議会へ諮問

#### ■ 環境審議会審議経過

年月日	項目	内容等
令和元年8月29日	令和元年度 第2回環境審議会	環境基本計画・地球温暖化対策実行 計画（区域施策編）検討協議
令和元年11月25日	令和元年度 第4回環境審議会	
令和2年4月21日	令和2年度 第1回環境審議会	
令和2年7月1日	令和2年度 第2回環境審議会	
令和2年10月20日	令和2年度 第3回環境審議会	
令和3年2月12日	令和2年度 第4回環境審議会	

#### ■ パブリックコメント

年月日	内容等
令和2年11月5日～ 11月30日	本市ホームページ等で公開意見募集 (市民意見26件)

#### ■ 答申

年月日	内容等
令和3年2月15日	環境審議会から市長へ答申

## (4) 環境審議会委員

任期：平成30年5月10日～令和2年5月9日

分野	役職	氏名	備考
1号（学識経験）	公立鳥取環境大学 教授	吉永 郁生	会長
	公立鳥取環境大学 准教授	笠木 哲也	
	国立大学法人 鳥取大学大学院 准教授	増田 貴則	
	鳥取県衛生環境研究所 元水環境室長	南條 吉之	
	公益財団法人 鳥取県東部環境管理公社 理事長	松長 俊和	
2号（各種団体）	鳥取市自治連合会 副会長	下澤 理如	副会長
	鳥取商工会議所 中小企業振興部 次長	竹内 秀徳	
	鳥取市消費者団体連絡協議会 副会長	広沢 京子	
	鳥取市連合婦人会	北中 裕子	
	特定非営利活動法人 ECOフューチャーとっとり 副理事長	山本 ルリコ	
	鳥取いなば農業協同組合 代表理事専務	岡本 達眞	
3号（公募）	公募委員	手島 秀光	
	公募委員	大口 明彦	
	公募委員	牛尾 柳一郎	

任期：令和2年5月10日～令和4年5月9日

分野	役職	氏名	備考
1号（学識経験）	公立鳥取環境大学 教授	吉永 郁生	会長
	公立鳥取環境大学 准教授	笠木 哲也	
	国立大学法人 鳥取大学大学院 准教授	増田 貴則	
	鳥取県衛生環境研究所 元水環境室長	南條 吉之	
	公益財団法人 鳥取県東部環境管理公社 元理事長	松長 俊和	
2号（各種団体）	鳥取市自治連合会 副会長	中村 克彦	
	鳥取商工会議所 中小企業振興部 次長	竹内 秀徳	副会長
	鳥取市消費者団体連絡協議会 副会長	広沢 京子	
	鳥取市連合婦人会 常任委員	民野 千秋	
	特定非営利活動法人 ECOフューチャーとっとり	新家 憲一郎	
	鳥取いなば農業協同組合 代表理事専務	山本 茂樹	
3号（公募）	公募委員	手島 秀光	
	公募委員	牛尾 柳一郎	
	公募委員	中嶋 恵子	

## (5) 諮問・答申

### ■ 諮問

発市生第606号  
令和元年8月29日

鳥取市環境審議会  
会長 吉永 郁生 様

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市環境基本計画及び鳥取市地球温暖化対策実行計画について（諮問）

鳥取市環境審議会条例（平成22年12月28日鳥取市条例第40号）第2条により、下記に掲げる事項について諮問します。

#### 記

- 1 鳥取市環境基本計画について
- 2 鳥取市地球温暖化対策実行計画について

■ 答申

令和3年2月15日

鳥取市長 深澤義彦様

鳥取市環境審議会  
会長 吉永 郁生 様

鳥取市環境基本計画及び鳥取市地球温暖化対策実行計画について（答申）

令和元年8月29日付発市生第606号で諮問のありました「鳥取市環境基本計画」及び「鳥取市地球温暖化対策実行計画」について、本審議会では審議した結果、別添のとおり答申します。

## (6) 鳥取市自然保護及び環境保全条例

昭和 47 年 10 月 13 日

鳥取市条例第 29 号

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 都市の緑化（第 7 条—第 11 条）
- 第 3 章 自然の保護（第 12 条—第 15 条）
- 第 4 章 生活環境の保全（第 16 条—第 22 条の 2）
- 第 5 章 環境保全の措置（第 23 条—第 26 条）
- 第 6 章 雑則（第 27 条・第 28 条）

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むため、自然の保護と生活環境の保全に関し必要な事項を定め、市、市民及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な環境の確保に努め、自然に恵まれたうるおいあるまちづくりに寄与することを目的とする。

##### (市の責務)

第 2 条 市は、自然の保護と生活環境の保全について良好な環境を確保するための総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

##### (市民の責務)

第 3 条 市民は、常に自然を愛し、日常生活を緑にみちたうるおいのあるものにし、自然及び生活環境を損なうことのないよう進んでその整備に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

##### (事業者の責務)

第 4 条 事業者は、常に環境の保全に留意し、自然及び生活環境を損なうことのないよう進んでその防止に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

##### (環境基準の設定)

第 5 条 市長は、良好な環境を確保するための環境基準を設けることができる。

2 市長は、前項の基準を設けるに当たっては、鳥取市環境審議会の意見を聴かなければならない。また、この基準を改正しようとするときも同様とする。

(普及、啓発等)

第6条 市長は、自然の保護及び生活環境の保全に関する知識の普及、思想の高揚を図るとともに、市民のこれらの自主的活動の助長に努めなければならない。

## 第2章 都市の緑化

(市街の緑化)

第7条 市は、街路、公園その他公共の場所に、樹木、草花を植栽し、市街地の緑化に努めるものとする。

2 市民は、市街地の緑化推進のため、住所地に樹木、草花の植栽に努めなければならない。

3 事業者は、市街地の緑化推進のため、事業所の敷地に樹木、草花の植栽に努めるとともに、特に環境保全のための緩衝緑地の整備を図らなければならない。

(樹木等の保護)

第8条 市民は、樹木、草花を愛し、みだりにこれを伐採し、又はき損することなくこれらの保護に努めなければならない。

(修景緑化街区の指定等)

第9条 市長は、修景緑化を推進する必要があると認めるときは、その街区を修景緑化街区に指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、当該地域住民の意見を尊重し、鳥取市環境審議会の意見を聴かなければならない。また、当該街区の指定を変更し、又は解除しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前2項により指定、変更又は解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(修景緑化街区の緑化等)

第10条 市は、修景緑化街区に街路樹の植栽、花だん、照明等修景のための施設を整備するものとする。

2 修景緑化街区に建築物等施設を設置している者又は設置しようとする者は、樹木、草花の植栽と花だんによる花木づくりに努めるとともに、市が行う前項の事業に協力しなければならない。

(木の日及び花の日の指定)

第11条 市は、緑化運動を推進するため、木の日及び花の日を定めるものとする。

### 第3章 自然の保護

#### (自然の保護)

第12条 市民は、自ら河川、湖沼、海浜、山岳及び溪谷において、みだりに植物、土砂等の採取、鳥類及び魚類の乱獲等自然環境を破壊しないよう、これらの保護に努めなければならない。

#### (保護地区及び保存樹木等の指定等)

第13条 市長は、特に良好な自然環境を保護する必要があると認めるときは、次に掲げる区分により保護すべき地区等（以下「保護地区」という。）を指定することができる。

- (1) 自然緑地保護地区 原生林及び自然を残すために必要な地区
- (2) 景観保護地区 景勝地等市域内に自然風物を残すために保護することが必要な地区
- (3) 動植物保護地区 野生動物の生息地又は野生植物の生育地であって、これらの保護又は繁殖を図るため必要な動植物とその地区

2 市長は、良好な自然環境の確保及び地域の美観風致を維持するため保存することを必要と認める樹木又は樹木の集団を保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

3 市長は、前2項の指定をしようとするときは、あらかじめその権利者等の意見を徴し、鳥取市環境審議会の意見を聴かなければならない。また、当該保護地区及び保存樹木等の指定を変更し、又は解除しようとするときも同様とする。

4 第9条第3項の規定は、前3項に掲げる指定、変更又は解除について準用する。

#### (保護地区及び保存樹木等の保全)

第14条 市長は、指定した保護地区及び保存樹木等の保全について必要と認めるときは、適切な保全措置を講じるものとする。

2 指定された保護地区及び保存樹木等の権利者等は、その土地、樹木及び動植物を常に良好な状態の保全に留意しなければならない。

3 市長は、指定した保護地区及び保存樹木等の保全のため、自然保護協力員をおくことができる。

#### (保護地区の行為の制限)

第15条 何人も自然緑地保護地区及び景観保護地区において現状を破壊し、又は樹木のき損、伐採等その自然を損なう行為をしてはならない。

2 何人も動植物保護地区において、保護動植物の捕獲、採取、き損又はその卵を採取してはならない。

3 この条の制限行為で市長の許可を得たものは、この限りでない。

4 次に掲げる行為については、前3項の規定は適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で保護地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもの

(3) その規模が規則で定める基準を超えない建築物その他の工作物の新增改築

#### 第4章 生活環境の保全

(公共地域の清潔保持)

第16条 市民は、公園、道路、河川、湖沼、海浜等公共地域の清掃に協力するとともに、廃棄物の不法投棄をなくし、清潔な環境保持に努めなければならない。

(清掃の協力)

第17条 市民は、自治組織等の活動を通じ自主的に地域の清掃に努めるとともに、市が行う清掃業務の収集方法に進んで協力しなければならない。

(空地の維持管理)

第18条 住宅周辺に空地を所有する者又はその管理者は、環境の美化と害虫発生防止のため常に除草及び清掃を行い、空地の清潔な維持管理に努めなければならない。

(公害防止施設の整備)

第19条 事業者は、事業活動に伴うばい煙、粉じん等大気汚染、河川等公共水域の水質の汚濁、騒音振動及び廃棄物等によって、公害を発生しないよう適切な防止施設及び処理施設の整備に努めなければならない。

(家畜飼養施設等の維持管理)

第20条 家畜、家きん等飼養施設の所有者又は使用者は、汚物、汚水の処理施設を設け、これを適正に管理し、汚物、汚水の流出、悪臭の発散及び害虫の発生防止に努めなければならない。

(排出水の処理)

第21条 河川等公共水域に家庭排水を放出する者は、汚水ます、ろ過池等の処理施設を設け、これの適正な維持管理を行い、直接汚水を河川等へ放流することなく、衛生的に処理して浄化に努めなければならない。

2 し尿浄化槽を設置している者は、その清掃を定期的に行うとともに、適正な維持管理を行わなければならない。

(水道水源の保全)

第 21 条の 2 何人も、水道の水源及びその周辺の環境が飲料水に与える影響を認識し、その水質の保全に努めなければならない。

(広告物等の処理)

第 22 条 広告物等の設置者は、常に地域的美観を損なわないように努め、利用後は直ちに回収する等事後処理を的確に行わなければならない。

(快適な生活環境の確保)

第 22 条の 2 第 16 条から前条までに定めるもののほか、市、市民及び事業者は、生活環境を害することとなる行為を防止し、清潔で美しいまちづくりを推進することにより、快適な生活環境の確保に努めなければならない。

## 第 5 章 環境保全の措置

(環境美化推進員)

第 23 条 第 1 条の目的を達成するため、各町内に環境美化推進員(以下「推進員」という。)を置く。

2 推進員は、地域の自然保護と生活環境の保全及び美化清掃推進のため、住民の指導啓発を行うとともに、地域住民と協力してまちの清潔保持に努めるものとする。

3 推進員は、市民のうちから市長が委嘱する。

(協定の締結)

第 24 条 市長は、環境保全に関し必要と認めるときは、事業者と公害防止、環境保全に関する協定を締結することができる。

2 市長は、第 13 条の規定により保護地区及び保存樹木等に指定した土地、樹木等物件の所有者と、その自然保護及び樹木の保全に関し必要な措置の協定を締結することができる。

(指導助言又は勧告)

第 25 条 市長は、この条例の規定に基づき自然の保護及び生活環境の保全のため必要と認めるときは、関係該当者に対し指導助言又は勧告をすることができる。

(資金のあっ旋及び補助)

第 26 条 市長は、この条例の規定に基づき自然の保護及び生活環境の保全のため必要と認めるときは、資金のあっ旋及びその費用の一部を補助することができる。

## 第 6 章 雑則

(立入調査)

第 27 条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員をして関係場所へ立ち入り、状況を調査させることができる。

- 2 前項の調査を行う職員は、常に証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取市公害対策審議会設置条例（昭和 46 年鳥取市条例第 7 号）は、これを廃止する。  
（昭和 50 年条例第 5 号から昭和 53 年条例第 19 号までの改正附則省略）

附 則（平成 7 年 3 月 29 日条例第 1 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日条例第 8 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例（中略）第 13 条から第 23 条まで（中略）の規定による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく委員は、この条例（中略）第 13 条から第 23 条まで（中略）の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則（平成 13 年 3 月 23 日条例第 19 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日条例第 1 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 25 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日条例第 8 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 20 年 9 月 24 日条例第 42 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例第 10 条、第 11 条、第 15 条、第 21 条から第 23 条まで、第 25 条及び第 26 条の規定による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく委員は、この条例第 10 条、第 11 条、第 15 条、第 21 条から第 23 条まで、第 25 条及び第 26 条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則（平成 22 年 12 月 28 日条例第 40 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

## (7) 計画策定にあたっての市民意見等

### ① アンケート結果

#### ■ 調査概要

##### 【調査方法】

- ① 調査対象 市内在住の男女（2,500人）
- ② 抽出方法 20歳以上の市民から無作為抽出
- ③ 調査方法 郵送による配布・回収
- ④ 実施時期 令和元年9月14日～10月4日
- ⑤ 送付資料 調査票（依頼文併記）

##### 【回収率】

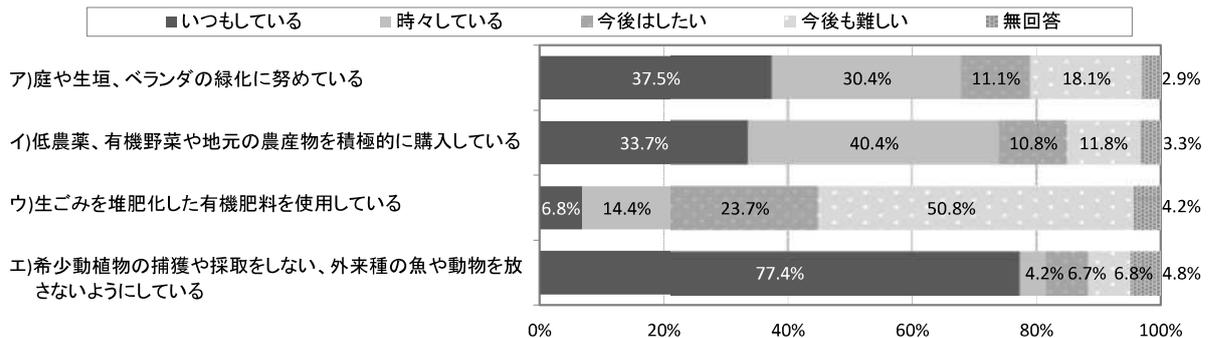
30.1%（752/2,500）

#### ■ 調査結果

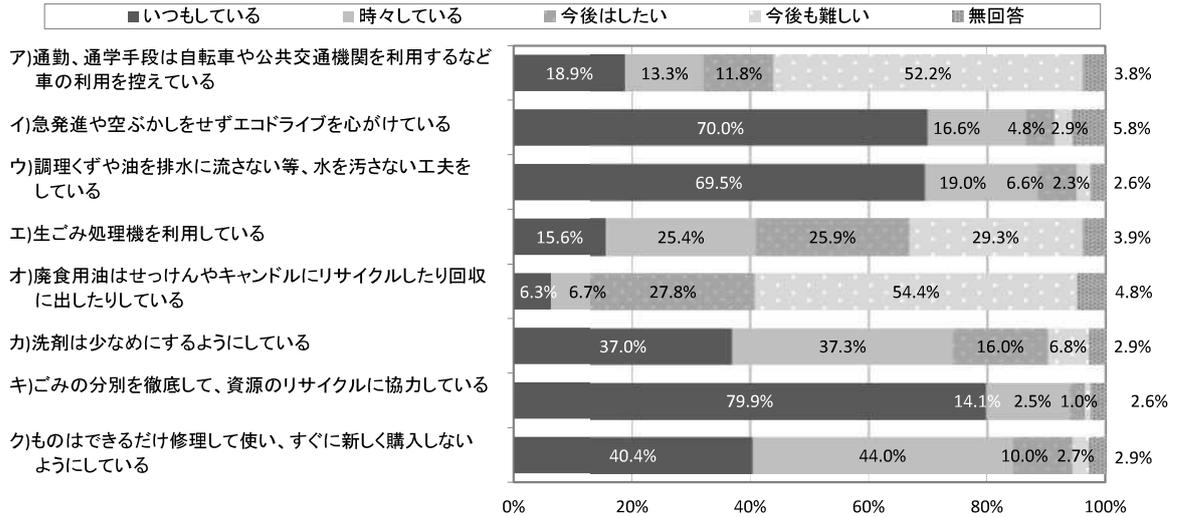
##### 1. 環境行動について

(1) あなたが日常行っている環境に配慮した取組について教えてください。また、行っていない場合、今後は取り組みたいと思いますか。

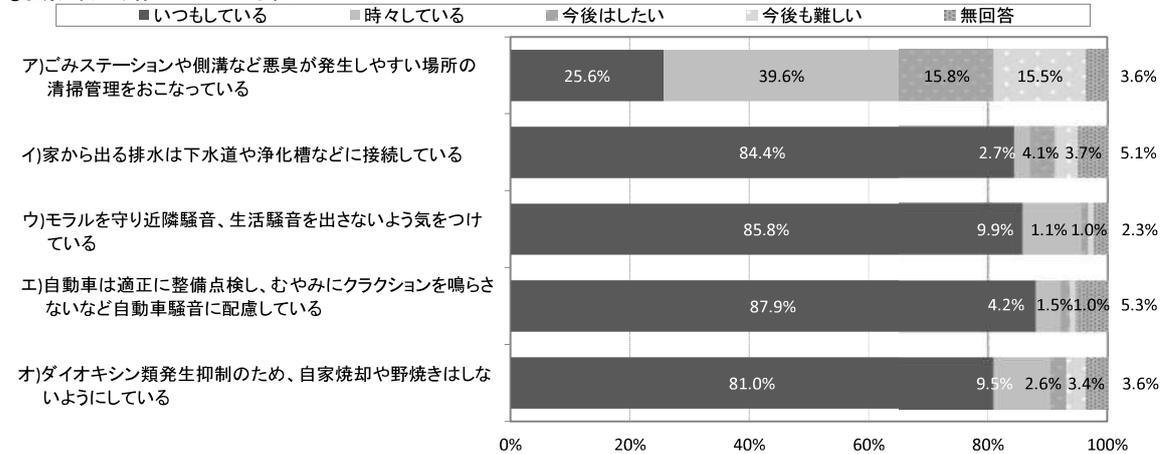
##### ① 身近な自然に関する取組



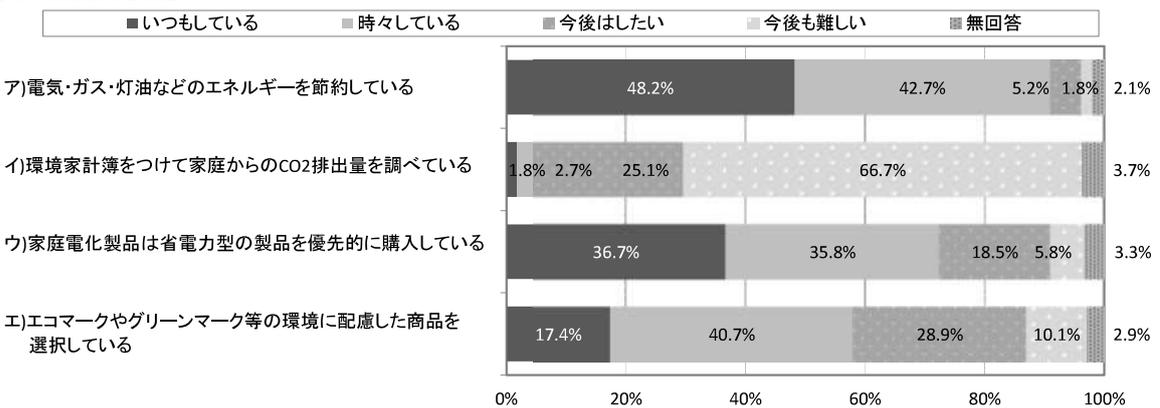
②環境への負荷を減らすための取組



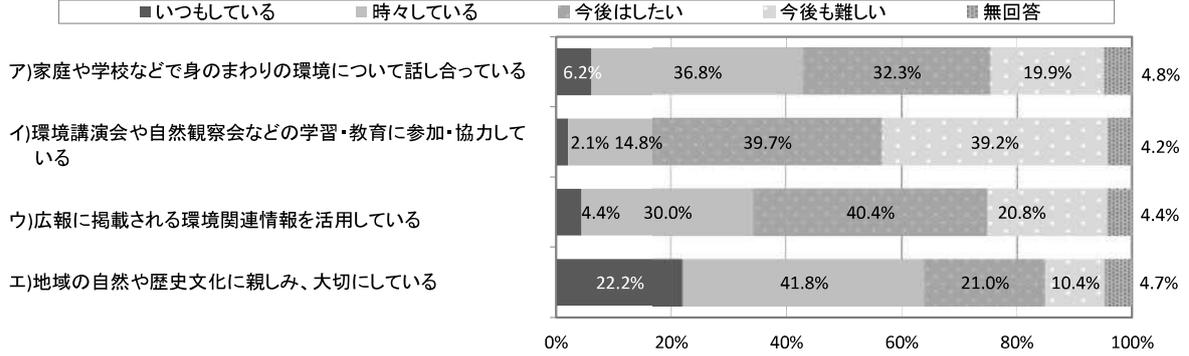
③健康で安全な暮らしのための取組



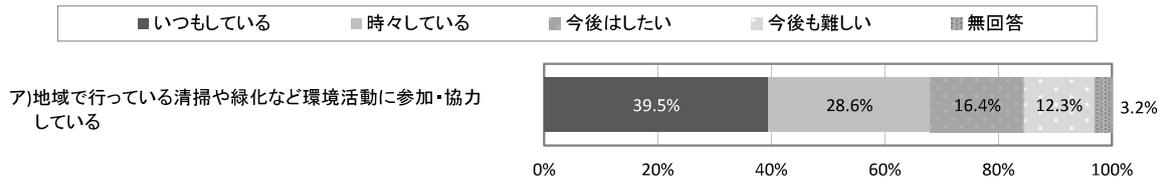
④地球環境を守る取組



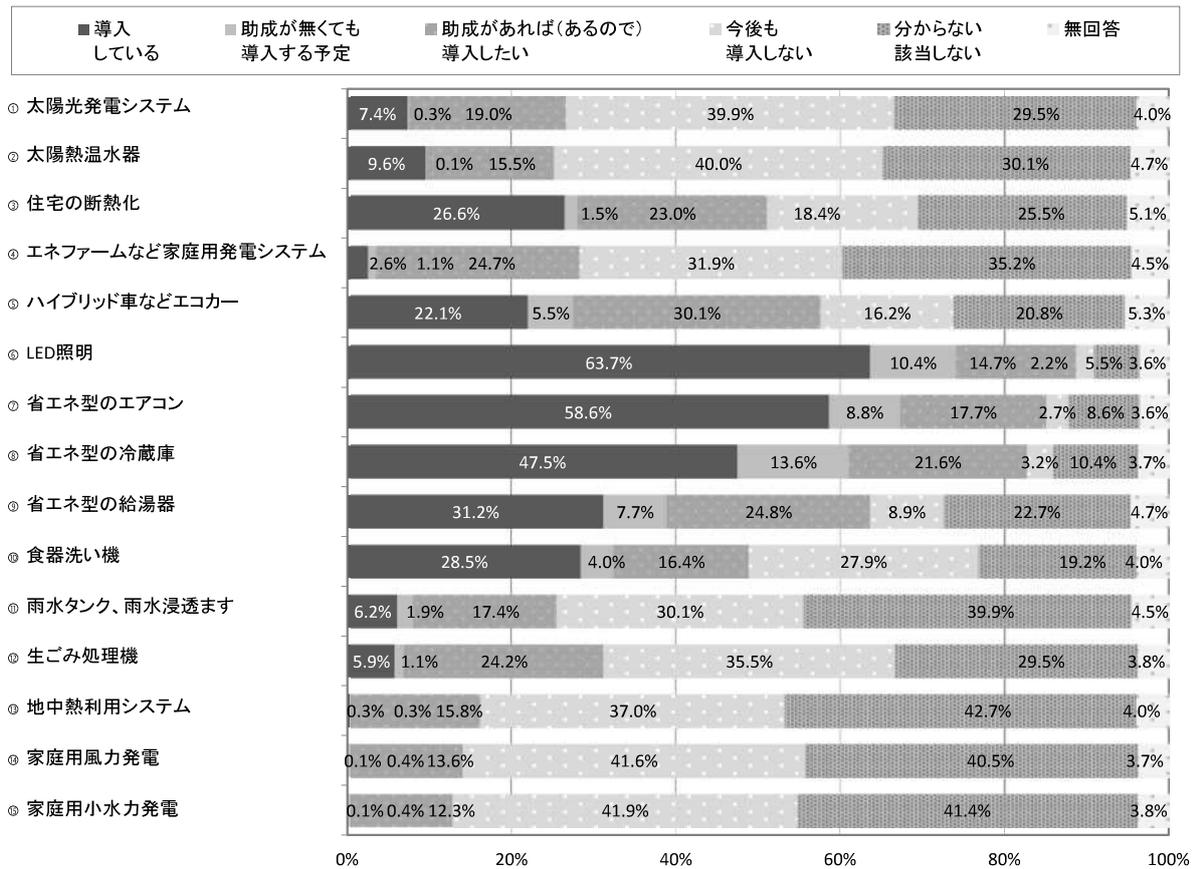
⑤環境学習・環境教育を推進する取組



⑥地域の協力に関する取組

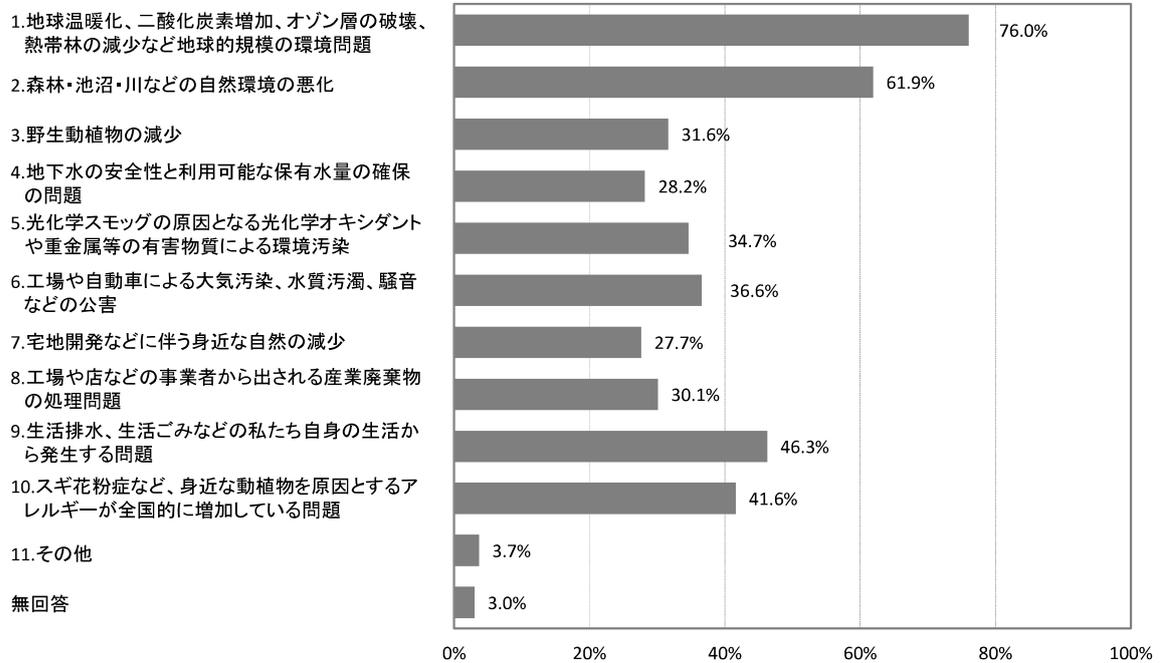


(2) ご家庭における機器類の導入状況について、該当するものを選んでください。

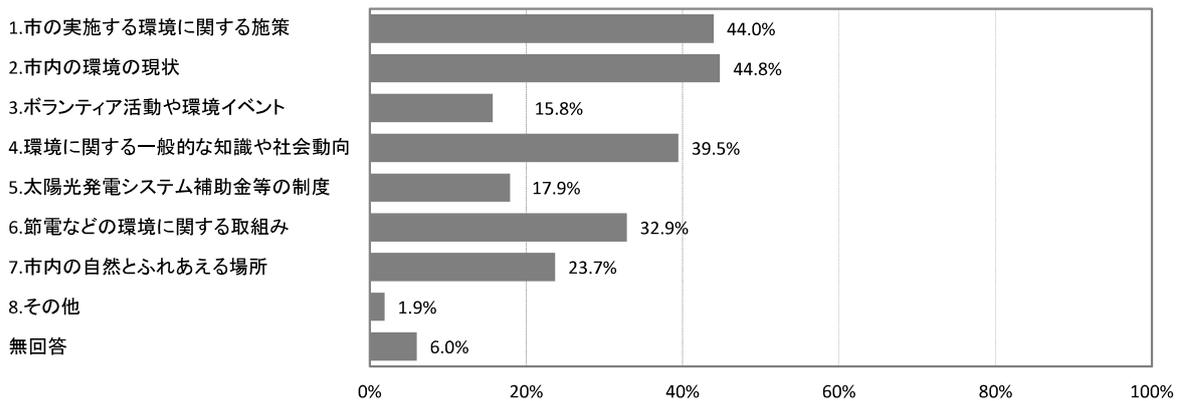


## 2. 環境問題に対する認識について

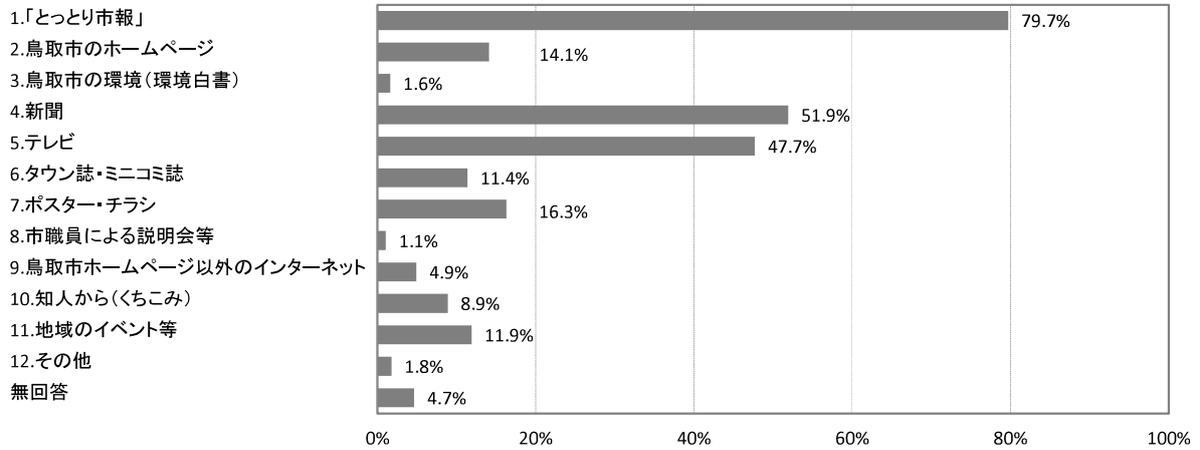
(1) あなたは現在どのような環境問題に関心がありますか。(複数回答)



(2) 環境の課題の解決に向けて取り組んでいくために知りたい情報は何か。(複数回答)



(3) 市の環境に関する情報はどのように知っていますか。(複数回答)



(4) あなたにとって、① 市内の好きな・誇りに思う環境、将来に残したい環境はありますか。また、② 環境に関して困っていること、改善したい環境はありますか。(自由記述)

①市内の好きな・誇りに思う環境、将来に残したい環境

分類	好きな環境等	概要	件数
自然環境	海・海岸	きれいな海、山陰海岸、日本海など	94
	山・緑	山地、森林、氷ノ山、扇ノ山など	79
	田園	田畑、棚田、田園風景、農村の風景など	19
	星空	星空、星のみえる町など	9
	砂丘・鳥取砂丘	鳥取砂丘	80
	標榜公園	標榜公園	14
	湖山池・青島	湖山池、ナチュラルガーデン、フラワーパーク、青島など	32
	川(千代川など)	きれいな川、千代川、袋川など	44
	出合いの森	出合いの森	11
	滝(雨滝など)	雨滝、三滝溪など	6
	野生動物等	コウノトリ、氷ノ山のイヌワシ、ホタル、田んぼのサギやカエルなど	10
	その他自然環境	自然の豊かさ、身近にある自然など	48
	生活環境	水がきれい・おいしい	水がきれい・おいしいなど
空気がきれい・おいしい		空気がきれい・おいしいなど	23
静か・騒音がない		静か・騒音がない	5
廃棄物関係		河川の清掃、ごみの分別の徹底など	3
その他生活環境		住みやすい、暮らしやすいなど	6
地球環境	温暖化	地球温暖化に対する市の取組	1
都市環境	街並み	袋川の桜土手、神社寺院周辺、高層ビルが少ないなど	26
	道路整備	道路整備	2
	久松山	久松山・久松公園・仁風閣	28
	都市公園	布勢運動公園、市内の公園など	16
	城跡・城下町等の歴史的街並み	鳥取城跡、城下町の街並みなど	9
参加・協働	参加・協働	砂丘の清掃、海や河川のごみ拾いなど	8
文化	食文化・文化財	美味しい農産物、文化財保護など	7
その他	その他	温泉、風車、スキー場など	17
	なし	特になし	7

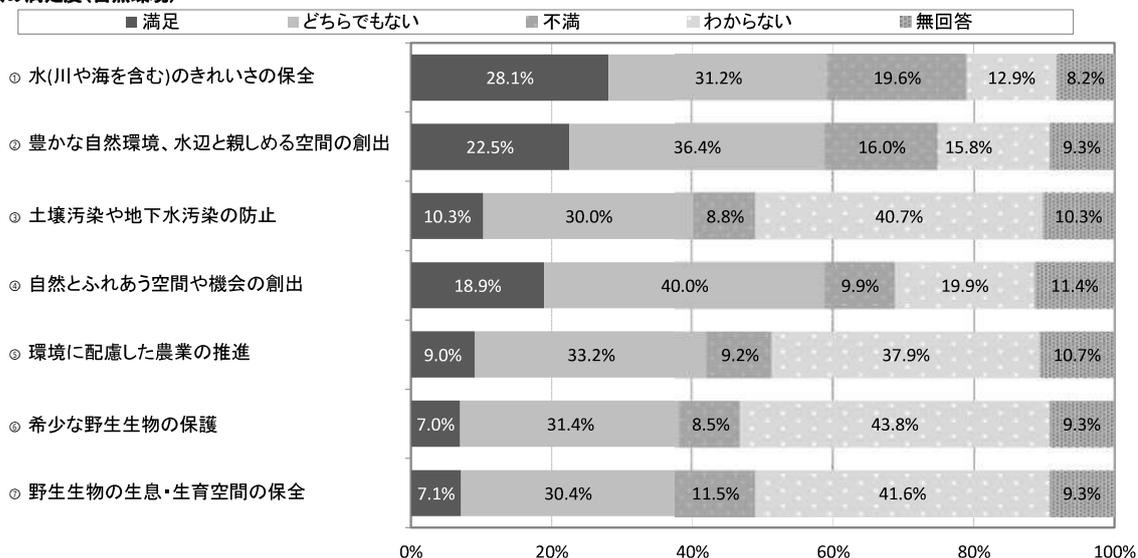
②環境に関して困っていること、改善したい環境

分類	改善したい環境等	概要	件数
自然環境	野生動物被害	野生動物による農作物やごみステーションへの被害など	28
	外来種	セイタカアワダチソウなど、外来種の増加	9
	自然環境全般	山林の荒廃、自然の減少など	21
生活環境	大気汚染	PM2.5、黄砂、排ガス、花粉など	21
	水質汚濁	湖山池の水質、川の汚染など	17
	雑草・雑木	河川の雑草・雑木、公園の雑草など	44
	悪臭	養鶏場、野焼き臭など	15
	騒音	近隣の大声、騒音など	5
	不法投棄	不法投棄	4
	海岸ごみ	海岸の漂着ごみ	9
	野焼き・ごみ焼き	野焼き・ごみ焼き	13
	河川整備	氾濫対策	9
	廃棄物	ごみの分別、プラスチックごみなど	44
	地球環境	温暖化・気候変動	温暖化、異常気象
都市環境	景観・美観	シャッター街化など	5
	公園・緑化	緑地の減少、自然のある公園	13
	公共交通	自転車道の整備、バスの本数の増加など	9
	道路整備・交通	交通量の増加、生活道路の不便など	16
	街づくり	宅地開発が多い、居住地域の環境整備	26
	ポイ捨て	ごみのポイ捨て、たばこのポイ捨て	32
	ペット	ペットの糞尿の始末	3
	喫煙	歩きたばこ、市街地の灰皿など	5
	空き家	空き家が多い	14
耕作放棄地	耕作放棄地の増加	12	
参加・協働	活動	近所の方々が掃除をしないなど	3
その他	その他	行政によるルールづくり、観光資源の活用・宣伝	11
	なし	特になし	4

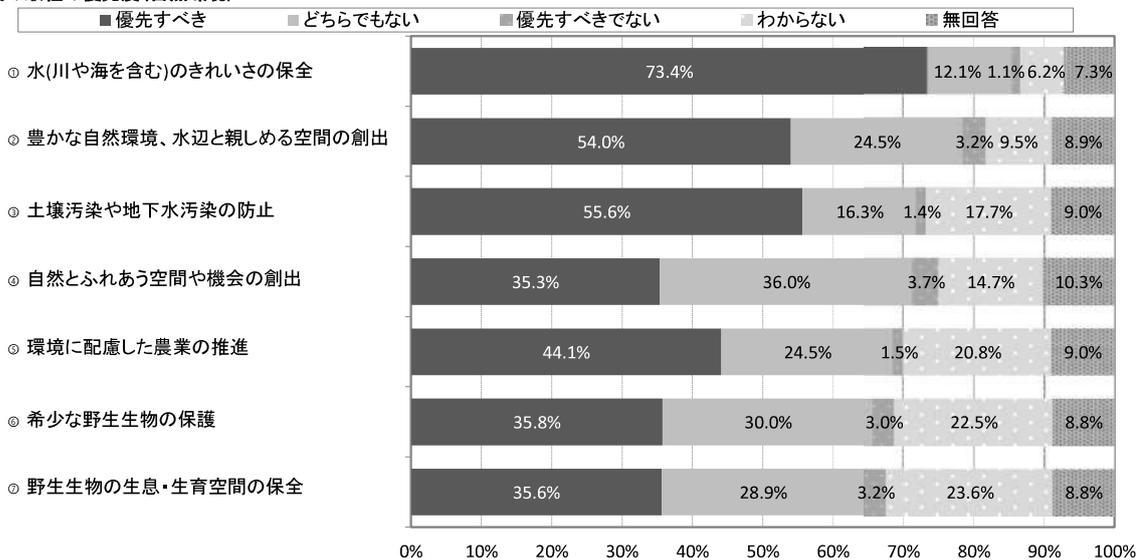
### 3. 施策の満足度・優先度について

(1) 鳥取市の環境をよくするための取組について、「現状の満足度」と「今後の取組の優先度」のそれぞれについて、お考えに近いものを選んでください。

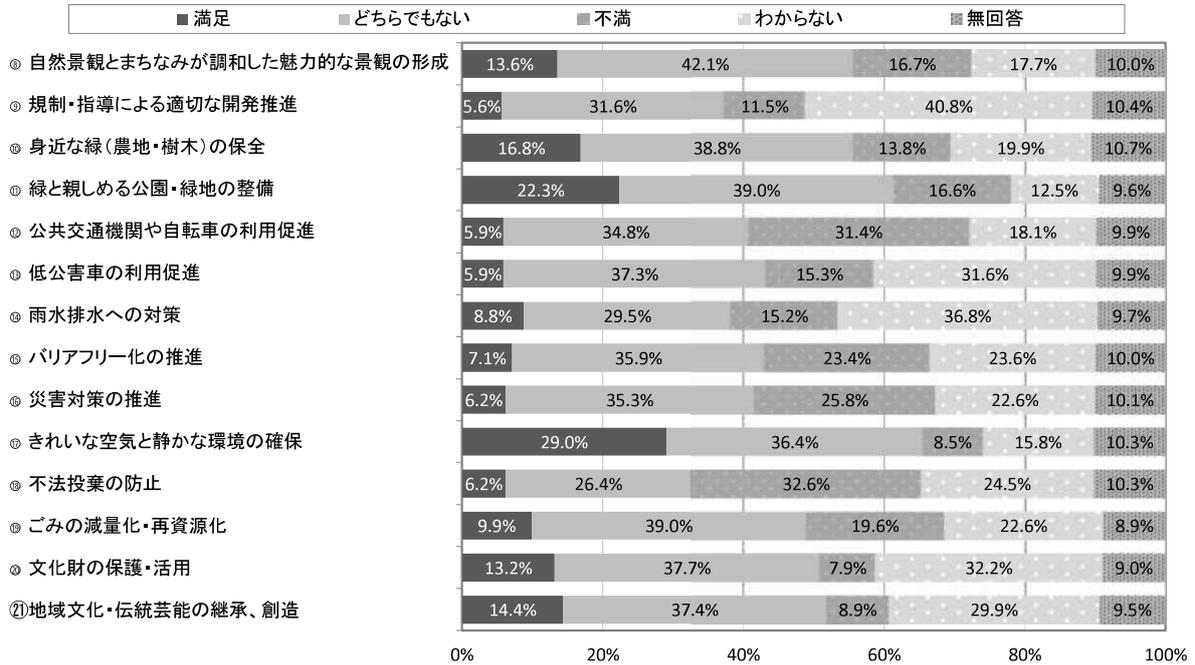
#### 現状の満足度(自然環境)



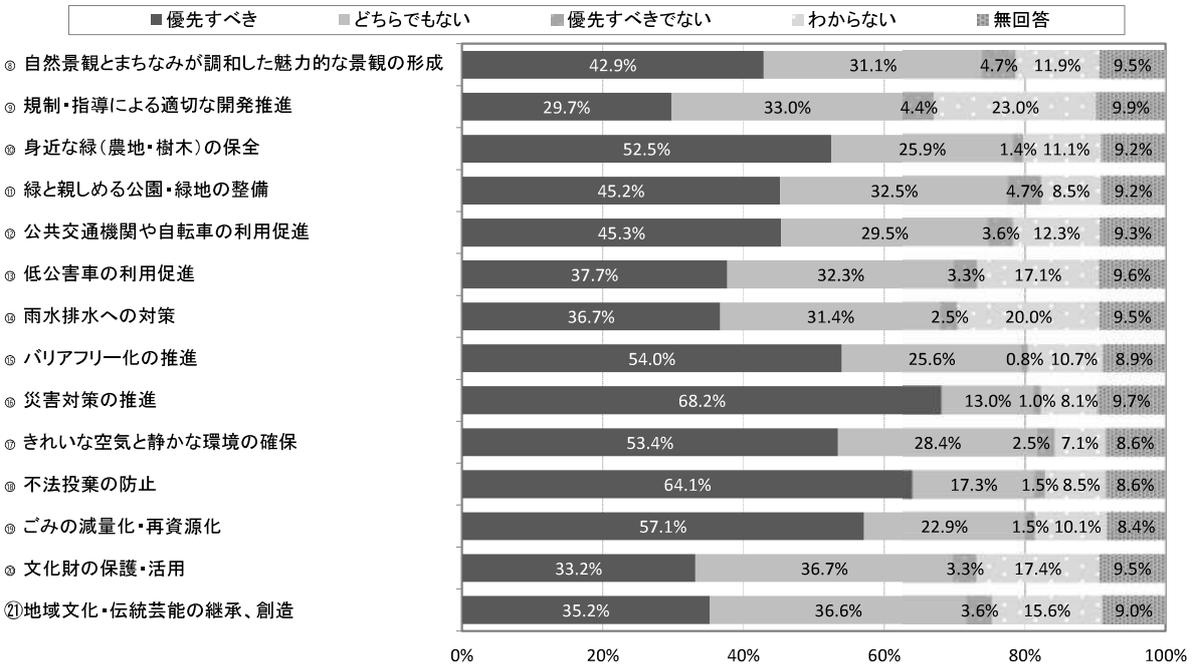
#### 今後の取組の優先度(自然環境)



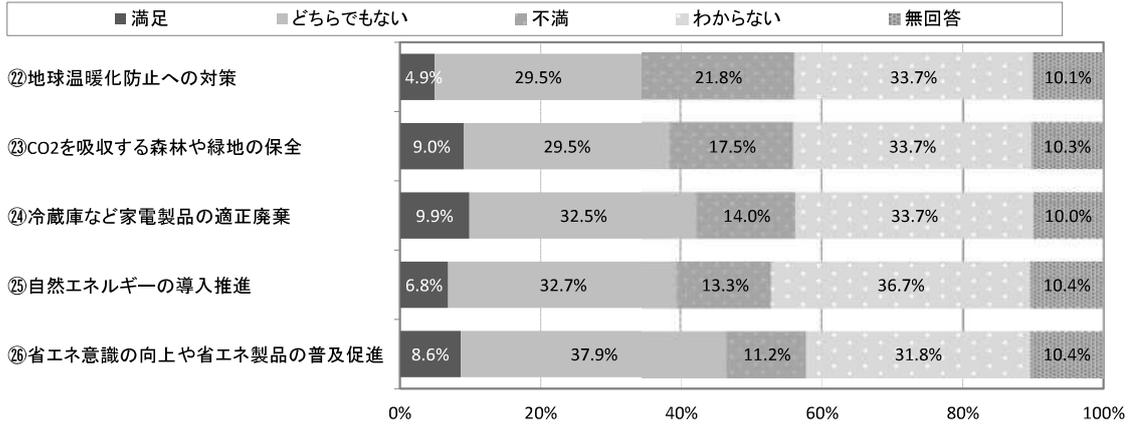
現状の満足度(生活環境)



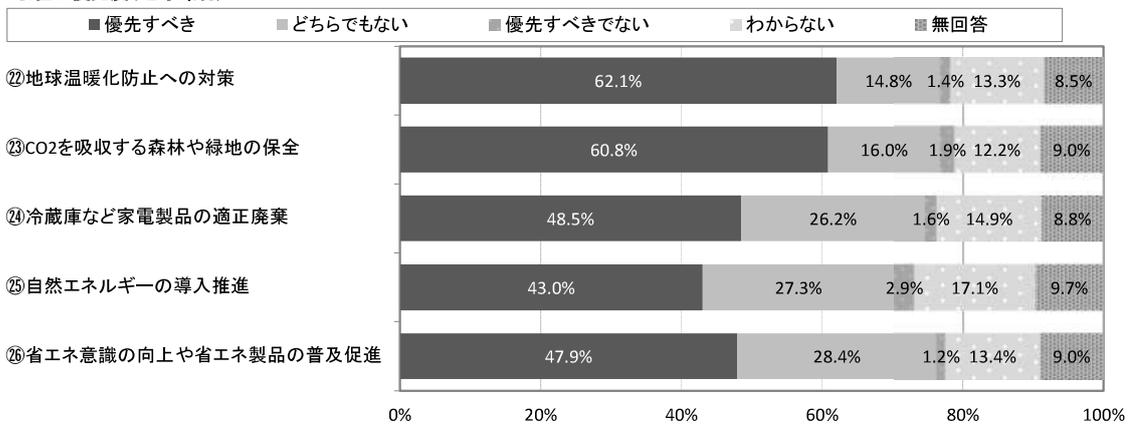
今後の取組の優先度(生活環境)



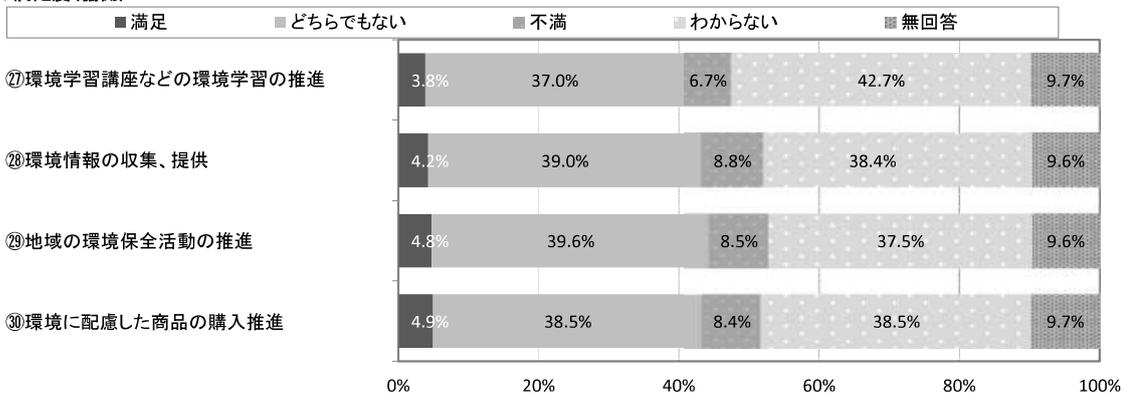
現状の満足度(地球環境)



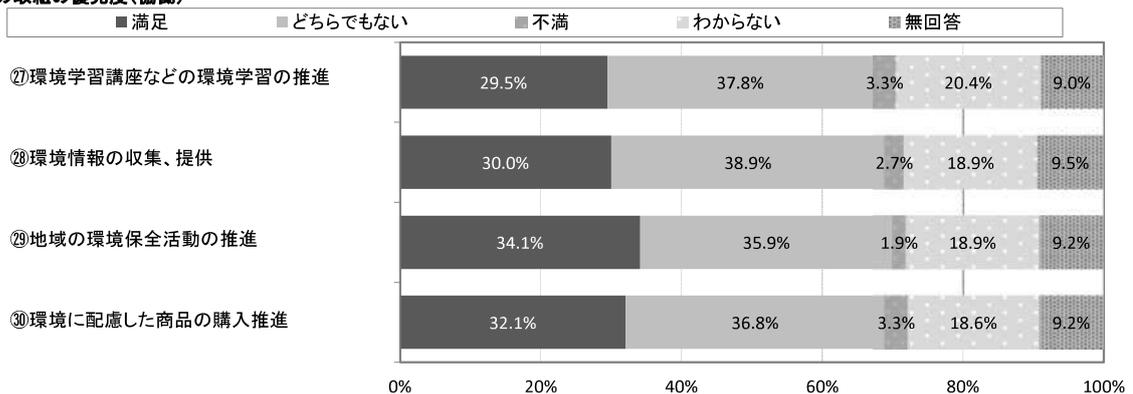
今後の取組の優先度(地球環境)



現状の満足度(協働)



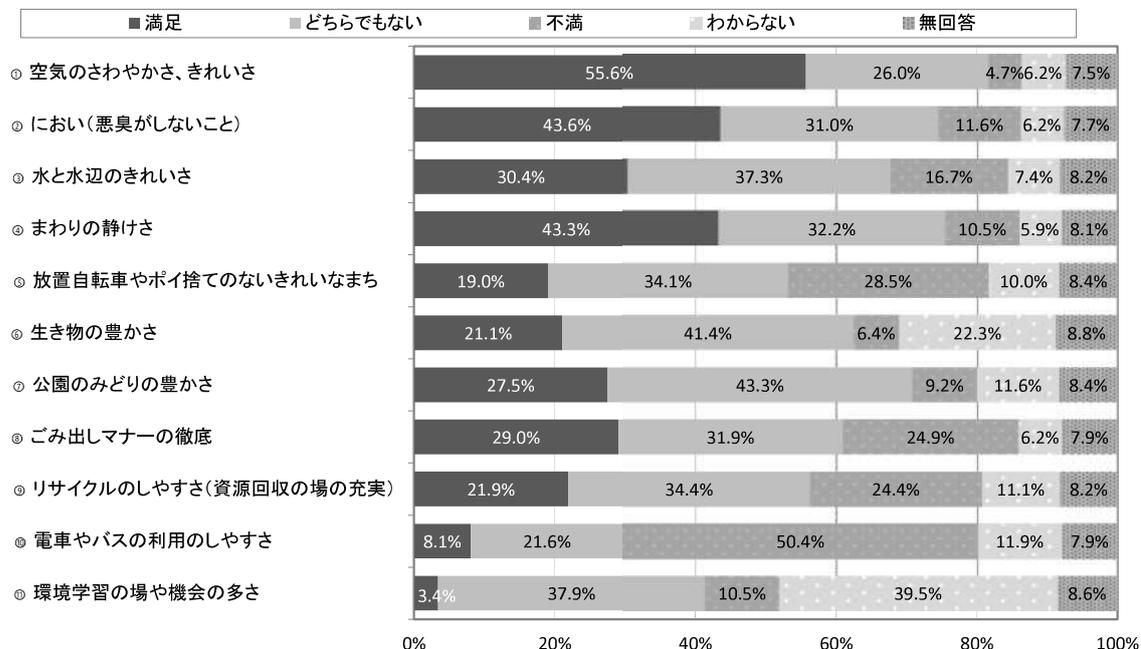
今後の取組の優先度(協働)



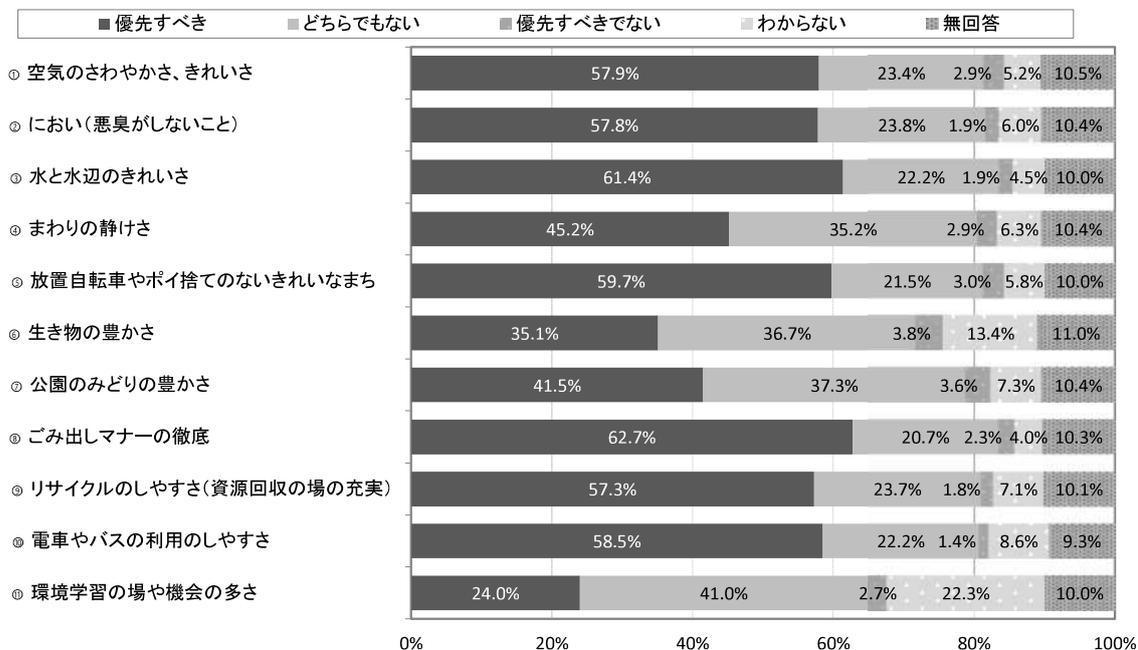
#### 4. 身の回りの環境の満足度・優先度について

(1) お住まいの地域周辺の環境について、「現状の満足度」と「今後の取組の優先度」のそれぞれについて、お考えに近いものを選んでください。

##### 現状の満足度

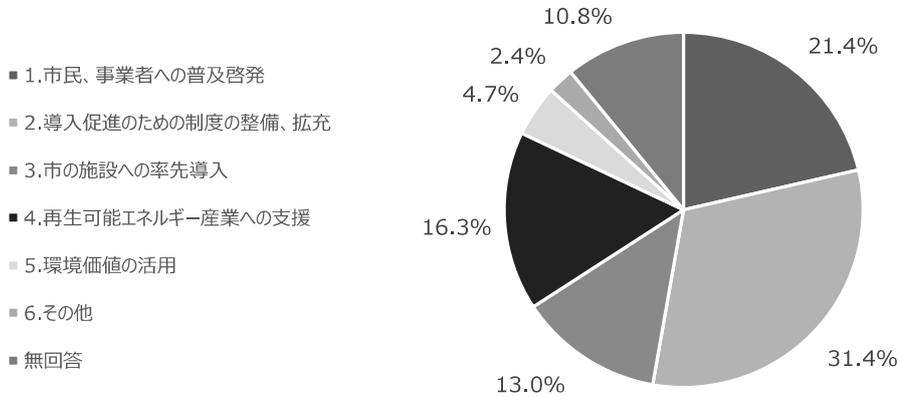


##### 今後の取組の優先度

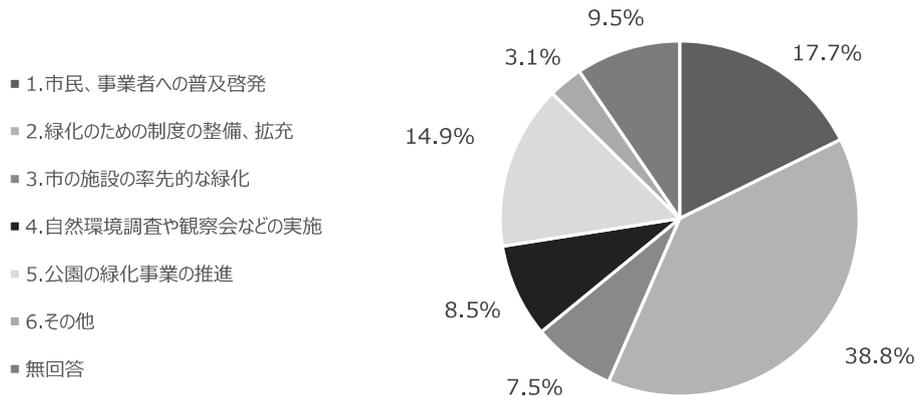


## 5. これからの市の取組について

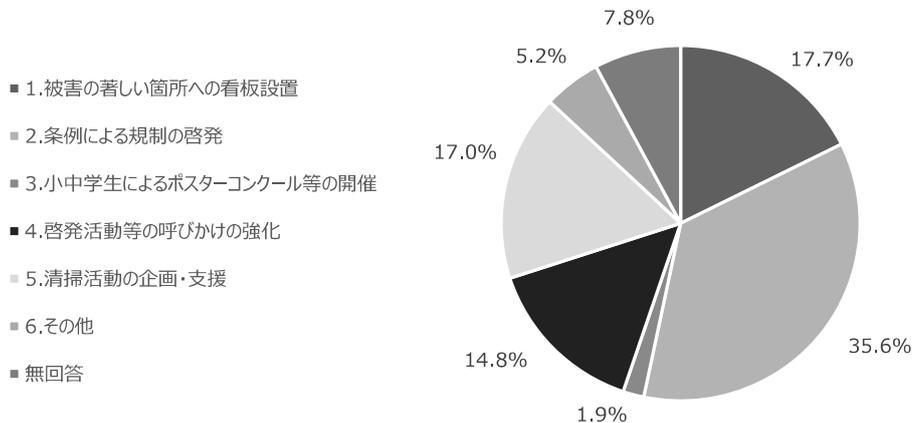
(1) 市の再生可能エネルギーに関する施策について、今後どのような取組を検討していくべきだと思いますか。



(2) 市の自然環境を保全し、みどりを残していくために、今後どのような取組を検討していくべきだと思いますか。

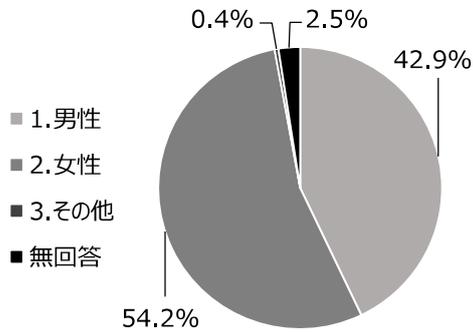


(3) ごみのポイ捨て対策として、市ではパトロールや啓発を実施していますが、今後どのような対策を行っていくべきだと思いますか。

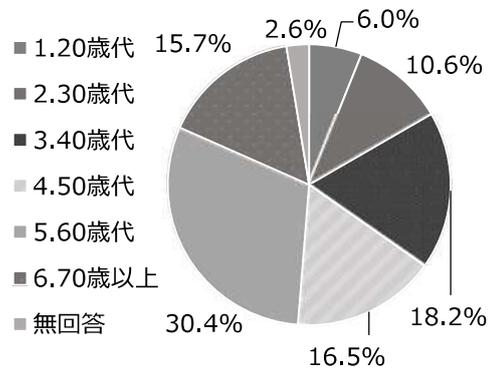


## 6. 回答者の属性

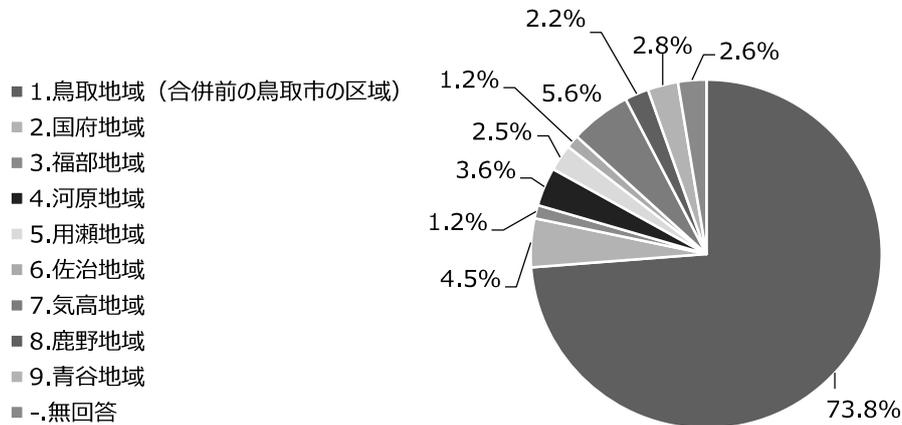
(1) 性別



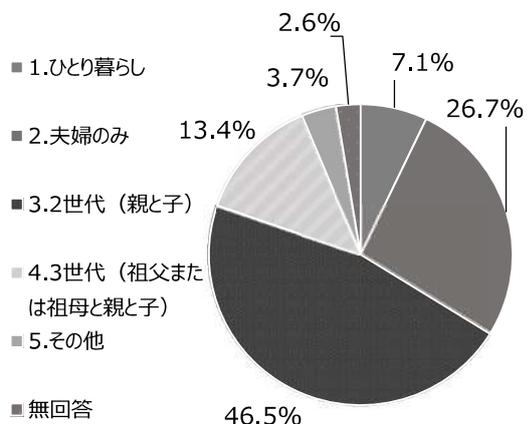
(2) 年齢



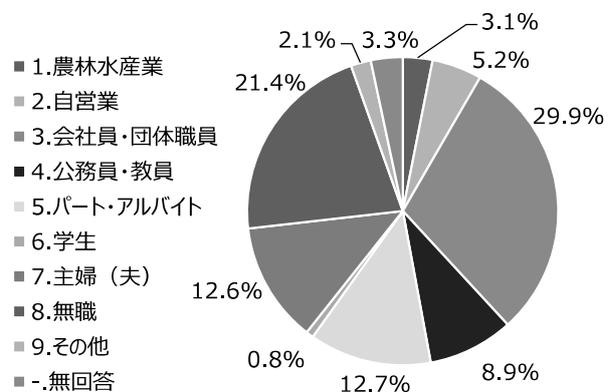
(3) 居住地域



(4) 家族形態



(5) 現在の職業



## ② 学生ワークショップ結果

### ■ 期日

令和元（2019）年 10 月 23 日

### ■ 場所

公立鳥取環境大学

### ■ 参加者構成

- ・公立鳥取環境大学 環境学部・経営学部の3年生～4年生（18名）
- ・公立鳥取環境大学 環境学部 吉永郁生教授
- ・公立鳥取環境大学 地域連携コーディネーター 福田忠司氏
- ・鳥取市生活環境課 職員（オブザーバー）

### ■ 目的

市内大学生との意見交換を通じて、本市が目指すべき「環境都市像」に関する若年層の意見を詳しく把握するとともに、その実現のために市民等が実践すべき行動を検討し、「第3期鳥取市環境基本計画」に反映することを目的として開催しました。

### ■ ワークショップ実施内容

ワークショップには公立鳥取環境大学環境学部・経営学部の3年生～4年生が参加し、1～4の4グループに分かれて作業を行いました。参加学生は、事務局準備資料を活用し、テーマ1・2についてグループ議論を行い、共同作業を実施しました。共同作業の結果はグループごとに発表を行い、各グループでまとめた意見を参加者全員で共有しました。

### ■ ワークショップの内容

テーマ	作業内容
テーマ1 鳥取市のあるべき環境都市像	参加学生が各自で行った事前調査結果をもとに、鳥取市の良い点と改善すべき点を列挙・整理し、鳥取市の地図上に、2030年頃にあるべき環境資源を落とし込み、都市像全体のテーマを決定。
テーマ2 環境都市像実現に向けた私の将来アクション	自らが行動するという視点で、目標実現のため取り組むべき／取り組める環境配慮行動を列挙・整理。

■ ワークショップの結果（概要）

班	タイトル
1 班	「環境モデル都市とっとり～人口減少を武器に！！～」
テーマ 1 「鳥取市のあるべき環境都市像」	
<b>良い点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギーが豊富にある</li> <li>・見守り合うコミュニティがのこっている</li> <li>・環境に関する教育施設が多い</li> <li>・自然資源が多い</li> <li>・人口が少ない</li> </ul>	<b>課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車を利用する人が多すぎる</li> <li>・湖山地の汚染</li> <li>・ごみの適正な分別</li> <li>・森林資源の活用ができていない</li> <li>・農林漁業者の高齢化</li> <li>・鳥獣被害の増加</li> <li>・少子高齢化</li> </ul>
テーマ 2 「環境都市像実現に向けた私の将来アクション」	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方の企業の販路をつくる</li> <li>・鳥取の自然を活かした環境教育</li> <li>・地方のコミュニティに若者を連れてくる</li> <li>・子どもが暮らしやすいまちであることを県外に発信する</li> <li>・環境について家族で学べるような体験型のイベントをする</li> </ul>	

班	タイトル
2 班	「鳥取の豊富な資源を活かした環境都市像」
テーマ 1 「鳥取市のあるべき環境都市像」	
<b>良い点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの導入が進んでいる</li> <li>・EVなど新エネルギー利用の試みがされている</li> <li>・海ごみ対策についての政策がある</li> <li>・空き家利用した施設がある</li> <li>・観光利用できる自然がある</li> <li>・環境教育に利用できる施設が多い</li> </ul>	<b>課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力の地産地消</li> <li>・適切にごみを分別できていない</li> <li>・海ごみ対策をボランティアに頼っている</li> <li>・木材利用の推進</li> <li>・耕作放棄地の増加</li> <li>・中心市街地における空家増加</li> </ul>
テーマ 2 「環境都市像実現に向けた私の将来アクション」	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の電力を使う</li> <li>・地域の木材を利用する</li> <li>・環境保全活動、地域イベントに参加する</li> <li>・環境ビジネスを起業する</li> <li>・子育て世代の呼びこみによる人口増加</li> </ul>	

班	タイトル
3 班	「ポストディズニーランド～自然と人が共生する近未来都市～」
テーマ 1 「鳥取市のあるべき環境都市像」	
<b>良い点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジオパークとして認められている</li> <li>・再生可能エネルギーの導入</li> <li>・ゴミステーションの充実</li> <li>・ごみの分別類が多い</li> <li>・自然との距離が近い</li> <li>・目立った騒音・振動はない</li> <li>・小さい頃からの環境の教育</li> </ul>	<b>課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代自動車の充電設備が整ってない</li> <li>・公共交通機関</li> <li>・ごみの出し方の周知</li> <li>・ごみのポイ捨てが目立つ</li> <li>・海岸など鳥取で自然を感じれる場所でのごみ</li> <li>・林業などの後継者</li> </ul>
テーマ 2 「環境都市像実現に向けた私の将来アクション」	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネの実施・蓄電池の活用</li> <li>・災害に備える</li> <li>・海岸清掃などのボランティア参加</li> <li>・食品ロスを減らす</li> <li>・資源を利用する際に持続的であるかについて考える</li> </ul>	

班	タイトル
4 班	「既存の良さを伸ばしつつ、新しいものに対する情報を市民と共有 ～まきこめ！！環境意識！～」
テーマ 1 「鳥取市のあるべき環境都市像」	
<b>良い点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーミックスに力を入れている</li> <li>・レジ袋を有料化している店がある</li> <li>・豊かな海・山など良い資源がある</li> <li>・景観を意識した都市づくり</li> <li>・環境教育をしやすい環境</li> </ul>	<b>課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤ラッシュ時の渋滞</li> <li>・海岸の漂着ごみが多い</li> <li>・耕地・街路樹が少ないと感じる</li> <li>・自然は多いが親しめる場が少ない、整備されていない</li> <li>・湖山池の水質</li> <li>・工場の排ガス</li> </ul>
テーマ 2 「環境都市像実現に向けた私の将来アクション」	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの地産地消に協力する</li> <li>・公共機関を使う</li> <li>・ごみの分別を徹底</li> <li>・自然環境の保護と利用の兼ね合いを考える</li> <li>・子どもへの環境に対する意識づけ</li> <li>・地域の活動を自分から働きかける</li> </ul>	

■ ワークショップの様子



### ③ パブリックコメント

#### ■ 周知方法

第3期鳥取市環境基本計画（案）を市ホームページに掲載及び下記場所での閲覧により、意見募集を行った。

#### ■ 実施期間

令和2（2020）年11月5日～11月30日

#### ■ 閲覧場所

本庁舎総合案内、各総合支所

#### ■ 実施結果

意見数 8名 26件

## (8) 用語集

【アルファベット】

### BAU ケース

何も対策を実施しなかった場合にどうなるのかを指します。(Business as usual: 特段の対策のない自然体)

### BEMS

Building Energy Management System (ビルディングエネルギーマネジメントシステム) の略で、建物内の空調や、給湯等のエネルギー消費機器全体のセンシング、自動制御を行うシステムを指します。

### FEMS

Factory Energy Management System (工場エネルギー管理システム) の略で、工場全体のエネルギー消費を削減するため、受配電設備のエネルギー管理や生産設備のエネルギー使用・稼働状況を把握し、見える化や各種機器を制御するためのシステムを指します。

### HEMS

Home Energy Management System (ホームエネルギーマネジメントシステム) の略で、家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムを指します。

### IoT

Internet of Thing (インターネット オブシング) の略で、コンピュータ等の情報・通信機器以外の様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットへ接続することによって自動認識・自動制御等を行う技術を指します。

### IPCC (気候変動に関する政府間パネル)

地球温暖化問題について科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、国連環境計画及び世界気象機関により設立された組織をいいます。

### Jクレジット

省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を、クレジット(温室効果ガスの排出権)として国が認証し、売買取引の対象とする制度です。

### PDCA サイクル

Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(是正)を意味し、品質向上のための体系的考え方をいいます。管理計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、その結果を内部で点検

(Check)し、不都合な点を是正(Action)したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものです。

### **PRTR 制度**

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みをいいます。

#### **【ア行】**

### **アイドリングストップ**

車を運転中に信号待ち等で一時停車したときに、エンジンを停止することをいいます。また、自動的にエンジンがストップする機能のことをアイドリングストップ機能といいます。

### **アスベスト**

繊維状に変形した鉱石の一種で、極めて細く、熱や摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材や摩擦材といった様々な工業製品に使用されてきました。しかし、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が明らかとなり、現在では、原則として製造・使用等が禁止されています。

### **アダプトプログラム**

一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動（清掃）を行い、行政がこれを支援する制度を指します。

### **エコマーク**

「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。

### **エネルギーマネジメントシステム**

電気、ガス、熱等のエネルギーの見える化や電力の制御による設備の最適運用等を実現するシステムを指します。

### **温室効果ガス**

二酸化炭素やメタン等、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つガスを指します。1997年の第三回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められました。

#### **【カ行】**

### **カーボンオフセット**

日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まず出来るだけ排出量が

減るよう削減努力を行ったうえで、温室効果ガスの削減・吸収活動に投資すること等によって排出される温室効果ガスを埋め合わせることをいいます。

### カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量とカーボンオフセット等による削減・吸収量が釣り合った状態にあることをいいます。

### 外来生物

一般的には人為によって自然分布域の外から持ち込まれた種を外来種と呼び、外来生物法においては、明治元年以降に海外から日本に導入された生物を外来生物として定義しています。なお、外来生物のうち、特に人の健康、生態系等への被害が認められるものは、駆除の対象となる「特定外来生物」に規定され、オオクチバス（ブラックバス）やヒアリ等が代表的な種です。

### 環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、法律に基づき定められたものを指します。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などが対象とされています。

### 環境マネジメント

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに

あたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを指します。

### クールビズ・ウォームビズ

冷房による二酸化炭素の排出の増加を抑えるため、冷房時の室温 28℃ を目安に夏を快適に過ごすライフスタイルをクールビズ、暖房による二酸化炭素の排出の増加を抑えるため、暖房時の室温 20℃ を目安に冬を快適に過ごすライフスタイルをウォームビズといいます。

### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいいます。

### グリーンツーリズム

緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動を指します。

### こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生まで誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、地域の環境保全活動の環を広げることが目的としています。

## 【サ行】

### 再生可能エネルギー

太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱など、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に温室効果ガスをほとんど排出しないエネルギーを指します。

### 持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連サミットで採択された17のゴール・169のターゲットから構成される国際目標です。ゴールとして貧困・福祉対策や経済対策、気候変動対策などが掲げられており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓ったものとなっています。

### 蒸気タービン

蒸気を持つ熱エネルギーから、羽根車の回転を介して動力を取り出す原動機をいいます。

### 食品ロス

本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物をいいます。日本では平成29年度に約612万トンの食品ロスが発生したと推計されています。

### スマート農業

ロボット技術やAI（人工知能）、IoT等先端技術を活用し、作業の自動化や高品質生産を実現する新しい農業を指します。

### 節足動物媒介感染症

昆虫やダニが病原体を媒介して人が罹患する感染症をいいます。デング熱や日本紅斑熱、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等が含まれます。

### ソーラーシェアリング

農地に支柱を立てて上部空間に太陽光パネルを設置し、農業生産と太陽光発電を同時に行う取組で、売電による収入や発電電力の自家利用により、農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大や6次産業化の推進が期待できます。

### 総合計画

地方自治体が策定する全ての計画の基本となる行政運営の総合的な指針となる計画をいいます。本市においては、令和3年度から令和12年度を基本構想期間とする第11次総合計画が策定されました。

## 【タ行】

### ダイオキシン

塩素を含む物質の不完全燃焼等で生成される化学的化合物の一種で、難分解性の環境汚染物質です。

### 代替フロン

ハイドロフルオロカーボン（HFC）やパーフルオロカーボン（PFC）等を指します。これらのガスは、オゾン層破壊物質として

モントリオール議定書で削減対象とされた「特定フロン」クロロフルオロカーボン（CFC）を代替するために開発されましたが、後に温室効果ガスであることが判明し、現在では削減が求められています。

### **多極ネットワーク型**

いわゆる一極集中型の都市構造ではなく、中心市街地や複数の生活拠点において、医療・福祉、商業の各施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、ネットワーク化された公共交通により各施設に容易にアクセスできるなど、日常生活に必要な各種サービスが住まい等の身近に存在する都市形態をいいます。

### **多面的機能**

農業・農村は、私たちが生きていくのに必要な米や野菜等の生産の場としての役割を果たすだけでなく、農村で農業が継続して行われることにより、私たちの生活に色々な『めぐみ』をもたらしています。このめぐみを「農業・農村の有する多面的機能」と呼んでいます。

### **地域新電力事業**

地域内の発電電力等を活用し、主に地域内の公共施設や民間企業、家庭等に電力を供給する小売電気事業をいいます。2016年4月の法改正による電力小売自由化に

より、地方自治体の戦略的な参画・関与の下で事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者が誕生しています。

### **蓄電池**

1回限りではなく、充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）のことです。スマートフォンやノート PC 等に内蔵されているバッテリー等もその一種です。再生可能エネルギーは時間や時期等によって発電量が変動することが多いため、蓄電池を用いて電気を蓄えることで安定供給を図っています。

### **中核市**

地方分権を推進するため、政令指定都市に次ぐ人口規模の市へ都道府県の事務権限を委譲することで、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした制度です。本市は平成30年4月1日に中核市へ移行し、保健所業務等を新たに行っています。

### **低公害バス**

CNG（圧縮天然ガス）バス、ハイブリッドバス及び新長期規制適合バスを指します。

## 鳥取県東部広域行政管理組合

鳥取県東部圏域の1市4町（鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町）により組織された広域行政機構（特別地方公共団体）で、経済的、事務的効率の観点から各市町が単独で行うより広域的に処理することが適当と思われる事務を共同処理しています。

### 【ナ行】

#### 日本型直接支払制度

農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度を指します。

#### 燃料電池

水素と酸素の化学反応（水の電気分解の逆反応）により、電力と熱を発生させる技術です。発電の際、発生するものは水のみで、二酸化炭素は発生せず、また、燃料電池自体には駆動する部分がないため、騒音・振動等もありません。環境に良い発電技術ですが、一方で、発電に用いる水素を大量に製造する工程において二酸化炭素を発生させていることが課題となっています。

#### 農業・農村の多面的機能

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより

生じる、食料等の供給機能以外の多面にわたる機能のことを指します。

### 【ハ行】

#### パリ協定

2015年11月にフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約で、2016年11月に発効されました。『世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え（2℃目標）、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求する」こと（1.5℃目標）』が世界共通の長期目標として掲げられています。

#### ヒートアイランド

都市の気温が郊外よりも高くなる現象のことをいいます。地表の人工物化、人口排熱の増加、都市の高密度化が主な原因と考えられています。

### 【マ行】

#### 緑のカーテン

アサガオやゴーヤ等のツル植物でつくった日よけのことをいいます。夏場では、日差しをやわらげ、部屋の中に涼しい風を通すため、夏の二酸化炭素削減及び節電対策として期待されています。

## 【う行】

### レッドデータブックとっとり

鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップしてその現状等をまとめたものです。平成14年に初版が、平成24年に改訂版が発行されています。本書によると、市内にはニホンイタチ、オオタカ等絶滅のおそれのある動物が237種、ミズニラ、キキョウ等絶滅のおそれのある植物が128種生息・生育しています。